

伊勢市公報

第360号
令和2年11月5日
木曜日

目次

	頁
条 例	
○ 伊勢市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	2
○ 伊勢市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例	5
○ 伊勢市議会議員定数条例の一部を改正する条例	8
○ 伊勢市児童発達支援センター条例	10
規 則	
○ 伊勢市児童発達支援センター条例施行規則	16
告 示	
○ 放置自転車等の撤去及び保管について	21
○ 令和2年度補正予算の要領について	23
○ 令和元年度決算の要領について	40
○ 令和2年9月末財政状況の公表について	84
○ 市道の路線の廃止について	89
○ 市道の路線の認定について	90
○ 道路の区域の決定について	92
○ 道路の供用開始について	94
教育委員会告示	
○ 教育委員会会議の招集について	96
上下水道事業告示	
○ 公金の徴収又は収納に関する事務の一部委託について	97
公 告	
○ 市営住宅の入居者の募集について	98
○ 公示送達	102
○ 犬の抑留について	104
公 表	
○ 令和元年度定期監査等結果に対する措置状況について	105

伊勢市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める

条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年10月19日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第37号

伊勢市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

第1条 伊勢市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成30年伊勢市条例第21号）の一部を次のように改正する。

附則第2項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「（管理者に係る経過措置）」を付し、同項中「平成33年3月31日」を「令和9年3月31日」に、「介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）」を「介護保険法施行規則」に改め、附則に次の1項を加える。

3 令和3年4月1日以後における前項の規定の適用については、前項中「、第6条第2項」とあるのは「令和3年3月31日までに法第46条第1項の指定を受けている事業所（同日において当該事業所における第6条第1項に規定する管理者（以下この項において「管理者」という。）が、介護保険法施行規則第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員でないものに限る。）については、第6条第2項」と、「介護支援専門員（介護保険法施行規則第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員を除く。）を第6条第1項に規定する」とあるのは「引き続き、同日における管理者である介護支援専門員を」とする。

第2条 伊勢市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「主任介護支援専門員」の次に「（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を

除く。)を前項に規定する管理者とすることができる。

附則第2項及び第3項中「第6条第2項」を「第6条第2項本文」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和3年4月1日から施行する。

伊勢市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例を

ここに公布する。

令和2年10月19日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第 38 号

伊勢市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例

伊勢市公共下水道事業受益者負担に関する条例（平成 17 年伊勢市条例第 177 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条各号列記以外の部分中「負担金」を「負担金の全部又は一部」に改める。

別表 1 の表中「伊勢市の区域」の次に「(5 の表に定める区域を除く。)」を加え、「負担区毎」を「負担区ごと」に、「又はその全額」を「、又はその全額」に改める。

別表 2 の表中「二見町の区域」の次に「(5 の表に定める区域を除く。)」を加える。

別表 3 の表中「小俣町の区域」の次に「(5 の表に定める区域を除く。)」を加える。

別表 4 の表中「御薊村の区域」の次に「(5 の表に定める区域を除く。)」を加える。

別表に次の 1 表を加える。

5 1 の表から 4 の表までに定める区域以外の区域

負担区の名 称	1 平方メートル当たりの単 位負担金額	負担金の額
第 5 負担区	508 円	当該受益者が基準日現在において所有し、又は地上権等を有する土地で、第 5 条の規定により公告された区域内に存するものの面積に左

	記の 1 平方メートル当たりの単位負担金額を乗じて得た額。ただし、その額に 100 円未満の端数があるとき、又はその全額が 100 円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てる。
--	---

附 則

この条例は、令和 2 年 11 月 1 日から施行する。

伊勢市議会議員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年10月19日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第 39 号

伊勢市議会議員定数条例の一部を改正する条例

伊勢市議会議員定数条例（平成 20 年伊勢市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

本則中「26 人」を「24 人」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の伊勢市議会議員定数条例の規定は、この条例の施行の日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。

伊勢市児童発達支援センター条例をここに公布する。

令和2年10月30日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第40号

伊勢市児童発達支援センター条例

(設置)

第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第43条第1号に規定する施設として、伊勢市児童発達支援センター(以下「センター」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 伊勢市おおぞら児童園
- (2) 位置 伊勢市黒瀬町562番地103

(事業)

第3条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援(以下「児童発達支援」という。)に関する事。
- (2) 法第6条の2の2第4項に規定する放課後等デイサービス(以下「放課後等デイサービス」という。)に関する事。
- (3) 法第6条の2の2第6項に規定する保育所等訪問支援(以下「保育所等訪問支援」という。)に関する事。
- (4) 法第6条の2の2第7項に規定する障害児相談支援(以下「障害児相談支援」という。)に関する事。
- (5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第5条第18項に規定する計画相談支援(以下「計画相談支援」という。)に関する事。
- (6) 障害者総合支援法第5条第19項に規定する基本相談支援(以下「基本相談支援」という。)に関する事。

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事業

(利用者の範囲)

第4条 センターを利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 満1歳から小学校就学の始期に達するまでの障害児であって、法第21条の5の5第1項の規定による障害児通所給付費等を支給する旨の決定（児童発達支援又は保育所等訪問支援に係るものに限る。）に係るもの
- (2) 小学校若しくは義務教育学校の前期課程の特別支援学級又は特別支援学校の小学部に就学している障害児であって、法第21条の5の5第1項の規定による障害児通所給付費等を支給する旨の決定（放課後等デイサービス又は保育所等訪問支援に係るものに限る。）に係るもの
- (3) 法第21条の6の規定による障害児通所支援の措置を採る旨の決定を受けた障害児
- (4) 障害児相談支援を受けようとする障害児及びその保護者
- (5) 計画相談支援を受けようとする障害児及びその保護者
- (6) 基本相談支援を受けようとする障害児及びその保護者又はその介護を行う者
- (7) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(利用の承諾)

第5条 センターを利用しようとする者(前条第3号に規定する者を除く。)は、あらかじめ市長に申し込み、その承諾を得なければならない。

(利用の不承諾)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の承諾をしないことができる。

- (1) センターを利用している者（以下「利用者」という。）の数が定員

に達しているとき。

(2) 感染性の疾病その他の理由により他の利用者に悪影響を及ぼすおそれがあると認めるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、センターの管理上利用させることが適当でないと認めるとき。

(利用の承諾の取消し等)

第7条 市長は、第5条の承諾を得た者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該承諾を取り消し、又はセンターの利用を停止し、若しくは制限することができる。

(1) 当該承諾に係る障害児その他の利用者が前条第2号の規定に該当するに至ったとき。

(2) その他市長が必要と認めるとき。

(使用料)

第8条 第5条の承諾を得て第3条第1号から第3号までの事業を利用した障害児の保護者は、市長が別に定める納期限までに使用料を納付しなければならない。

2 前項の使用料の額は、法第21条の5の3第2項第2号に掲げる額に同条第1項に規定する通所特定費用を加算した額とする。

(使用料の減免又は納付の猶予)

第9条 市長は、特別の事由があると認めるときは、使用料を減免し、又はその納付を猶予することができる。

(損害賠償)

第10条 センターを利用する者は、故意又は過失によりセンターの建物、設備又は附属器具を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 第5条の規定による利用の申込み及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の前においても、第4条から第6条まで及び第9条の規定の例により行うことができる。

(伊勢市こども発達支援施設条例の一部改正)

- 3 伊勢市こども発達支援施設条例（平成28年伊勢市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条の表を削り、同条に次の各号を加える。

- (1) 名称 伊勢市おひさま児童園
- (2) 位置 伊勢市御菌町長屋2767番地

第4条中「伊勢市おひさま児童園（以下「おひさま児童園」という。）」を「発達支援施設」に改める。

第5条第2号中「おひさま児童園」を「発達支援施設」に改める。

第6条第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に、「おひさま児童園」を「発達支援施設」に改め、同項を同条第2項とする。

第7条第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に、「おひさま児童園」を「発達支援施設」に改め、同項を同条第2項とする。

第8条第1号中「障害児。」を「障害児」に改め、同号ただし書を削り、同条第2号中「障害児。」を「障害児」に改め、同号ただし書を削

る。

第9条中「、おおぞら児童園にあつては市長に、おひさま児童園にあつては」を削る。

第10条各号列記以外の部分中「市長又は指定管理者（以下「市長等」という。）」を「指定管理者」に改める。

第11条各号列記以外の部分及び第2号中「市長等」を「指定管理者」に改める。

第12条の見出しを「（利用料金）」に改め、同条第1項を次のように改める。

第9条の承諾を得て発達支援施設を利用した障害児の保護者は、指定管理者が別に定める納期限までに、利用料金を納付しなければならない。

第12条第2項中「使用料等」を「利用料金」に改める。

第13条の見出し中「使用料等」を「利用料金」に改め、同条中「市長等」を「指定管理者」に、「使用料等」を「利用料金」に改める。

（伊勢市こども発達支援施設条例の一部改正に伴う経過措置）

- 4 この条例の施行前に前項の規定による改正前の伊勢市こども発達支援施設条例（以下「改正前条例」という。）の規定によりなされた改正前条例第2条に規定する伊勢市おおぞら児童園に係る処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

伊勢市児童発達支援センター条例施行規則をここに公布する。

令和2年10月30日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第52号

伊勢市児童発達支援センター条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、伊勢市児童発達支援センター条例（令和2年伊勢市条例第40号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用定員)

第2条 条例第3条第1号及び第2号に規定する事業の利用定員は、1日につき30人とする。

(職員)

第3条 伊勢市児童発達支援センター（以下「センター」という。）に次の職員を置く。

- (1) 園長
- (2) 保育士又は指導員
- (3) 作業療法士
- (4) 言語聴覚士
- (5) 嘱託医
- (6) 相談支援専門員

2 前項に定める職員のほか、必要があるときは、保健師、看護師その他の職員を置くことができる。

(開館時間)

第4条 センターの開館時間は、午前8時30分から午後5時30分までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、センターの開館時間を変更することができる。

(休館日)

第5条 センターの休館日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、センターを臨時に開館し、又は休館することができる。

（利用の申込み）

第6条 条例第5条の規定により利用の承諾を得ようとする者は、伊勢市児童発達支援センター利用申込書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

（利用の承諾等）

第7条 市長は、前条の利用申込書の提出があったときは、当該申込みに係る児童の状況等を十分勘案して、利用の承諾を決定したときは、その旨を伊勢市児童発達支援センター利用承諾通知書（様式第2号）により、利用の不承諾を決定したときは、理由を付してその旨を伊勢市児童発達支援センター利用不承諾通知書（様式第3号）により、当該申込書を提出した者に通知するものとする。

2 利用の承諾の通知を受けた者は、市長が指示する関係書類を速やかに提出しなければならない。

（使用料の徴収方法）

第8条 条例第8条の規定により保護者が納付すべき使用料は、月の初日から末日までの間における利用に係る分ごとに、その月の翌月に徴収するものとする。ただし、特別の事情があるときは、利用の都度徴収するものとする。

（園長の処置）

第9条 園長は、次の事項について処置しなければならない。

- (1) センターにおいて実施する指導、訓練及び相談の内容並びに利用している児童（以下「利用児童」という。）の健康等について保護者と密接な連絡を取ること。
- (2) 清潔に留意し、予防衛生に必要な措置をすること。
- (3) 非常災害その他急迫の事態に備え、及びそのための避難訓練をすること。

（苦情の解決）

第10条 市長は、利用児童の処遇に関する保護者等からの苦情を適切に解決するため、センターに苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

- 2 苦情解決責任者は、園長とする。
- 3 園長は、職員の中から苦情受付担当者を指名する。
- 4 園長は、苦情を受け付けるための窓口その他の苦情解決の仕組みについて、適当な方法により保護者等に周知させるよう努めるものとする。
- 5 園長は、受け付けた苦情、その改善状況その他必要な事項を市長に報告しなければならない。
- 6 前各項に規定するもののほか、苦情の解決に関し必要な事項は、別に定める。

（補則）

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、条例の施行の日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（伊勢市おおぞら児童園規則及び伊勢市指定障害児相談支援事業及び指定特定相談支援事業の実施に関する規則の廃止）

2 次に掲げる規則は、廃止する。

(1) 伊勢市おおぞら児童園規則（平成17年伊勢市規則第77号）

(2) 伊勢市指定障害児相談支援事業及び指定特定相談支援事業の実施に関する規則（平成27年伊勢市規則第25号）

（準備行為）

3 条例附則第2項の規定による利用の申込み及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この規則の施行の日前においても、第6条及び第7条の規定の例により行うことができる。

（伊勢市事務分掌規則の一部改正）

4 伊勢市事務分掌規則（平成19年伊勢市規則第8号）を次のように改正する。

第5条の表健康福祉部の部こども発達支援室の款発達支援係の項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 児童発達支援センターに関すること。

第25条第1項中「伊勢市黒瀬町562番地3」を「伊勢市黒瀬町562番地103」に改め、同条第2項第1号を次のように改める。

(1) 伊勢市児童発達支援センター条例（令和2年伊勢市条例第40号）

第3条に掲げる事業に関すること。

第25条第2項第3号を削り、同項第4号中「前3号」を「前2号」に改め、同号を同項第3号とする。

（伊勢市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部改正）

5 伊勢市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（平成17年伊勢市規則第35号）を次のように改正する。

別表こども発達支援施設勤務手当の項中「こども発達支援施設勤務手当」を「児童発達支援センター勤務手当」に改める。

伊勢市告示第 139 号

伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例(平成 25 年伊勢市条例第 19 号) 第 12 条第 2 項及び第 13 条第 2 項並びに第 14 条第 1 項の規定により、放置されていた自転車等を撤去し、保管したので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和 2 年 10 月 26 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 保管自転車等の種類、自転車等を撤去した日時、保管自転車等が放置されていた場所等

保管自転車等の種類	自転車等を撤去した日時	保管自転車等が放置されていた場所	台数
原動機付自転車	令和 2 年 9 月 30 日 午前 9 時	伊勢市駅北駐輪場 (伊勢市吹上 1 丁目地内)	5 台
計			5 台

- 2 保管場所

自転車等保管場所(伊勢市二見町三津地内、伊勢市二見町西地内、伊勢市小俣町相合地内又は伊勢市御薊町高向地内)

- 3 保管期間

告示の日から 60 日間

- 4 保管期間経過後の措置

保管期間を経過してもなお保管自転車等を返還することができない場合は、伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例第17条第1項の規定により、当該保管自転車等について廃棄等の処分をすることがあります。

5 連絡先

放置自転車等管理業務委託先 株式会社エボリューション

電話番号 080-1580-8974

伊勢市告示第 140 号

令和 2 年 10 月 13 日開議の市議会定例会で議決を経た令和 2 年度補正予算の要領は、次のとおりです。

令和 2 年 10 月 27 日

伊勢市長 鈴木 健 一

令和 2 年度 伊勢市一般会計補正予算（第 7 号）

令和 2 年度 伊勢市の一般会計補正予算（第 7 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、1 8 2, 8 6 6 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、7 0, 8 8 0, 0 3 8 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の追加は、「第 4 表 地方債補正」による

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
17 国庫支出金		22,162,525	106,521	22,269,046
	1 国庫負担金	5,721,673	91,383	5,813,056
	2 国庫補助金	16,400,975	15,138	16,416,113
18 県支出金		3,493,396	402	3,493,798
	1 県負担金	2,338,327	402	2,338,729
21 繰入金		6,064,064	△53,097	6,010,967
	1 基金繰入金	6,031,650	△53,097	5,978,553
23 諸収入		681,846	83,840	765,686
	5 雑入	572,575	83,840	656,415
24 市債		7,173,800	45,200	7,219,000
	1 市債	7,173,800	45,200	7,219,000
歳入合計		70,697,172	182,866	70,880,038

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		4,257,939	15,138	4,273,077
	3 戸籍住民基本台帳費	276,092	15,138	291,230
3 民生費		33,452,497	8,541	33,461,038
	2 老人福祉費	4,443,053	8,541	4,451,594
7 商工費		1,735,389	6,000	1,741,389
	1 商工費	1,735,389	6,000	1,741,389
11 教育費		7,907,723	1,087	7,908,810
	5 社会教育費	673,360	1,087	674,447
12 災害復旧費		36	152,100	152,136
	2 公共土木施設災害復旧費	15	152,100	152,115
歳 出 合 計		70,697,172	182,866	70,880,038

第 2 表 繰越明許費補正

追 加

款	項	事業名	金額 (千円)
1 1 教育費	1 教育総務費	二見地区小中学校整備事業	3 0 0 , 0 0 0
1 2 災害復旧費	2 公共土木施設 災害復旧費	河川災害復旧事業	1 4 4 , 8 0 0

第 3 表 債務負担行為補正

追 加

事項	期 間	限 度 額(千円)
一般廃棄物収集運搬業務委託 (令和 2 年度債務負担行為)	自 令和 2 年度 至 令和 5 年度	7 8 7 , 0 3 9

第 4 表 地方債補正

追 加

起債の目的	限度額 (千円)	起債の方法	利率	償還の方法
災害復旧事業債	45,200	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	政府資金・特定資金、地方公共団体金融機構資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者との協定によるものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

令和2年度 伊勢市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

令和2年度 伊勢市の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、9,500千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、12,819,806千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 繰越金		1	9,500	9,501
	1 繰越金	1	9,500	9,501
歳入合計		12,810,306	9,500	12,819,806

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6 諸支出金		7,211	9,500	16,711
	1 償還金及び還付加算金	6,451	9,500	15,951
歳 出	合 計	12,810,306	9,500	12,819,806

令和2年度 伊勢市介護保険特別会計補正予算（第2号）

令和2年度 伊勢市の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、242,702千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、14,662,273千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 支払基金交付金		3,719,929	11,153	3,731,082
	1 支払基金交付金	3,719,929	11,153	3,731,082
6 繰入金		2,660,808	1,612	2,662,420
	1 一般会計繰入金	2,286,105	1,612	2,287,717
7 繰越金		1	229,937	229,938
	1 繰越金	1	229,937	229,938
歳入合計		14,419,571	242,702	14,662,273

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6 諸支出金		5,101	242,702	247,803
	1 償還金及び還付加算金	5,101	242,702	247,803
歳 出	合 計	14,419,571	242,702	14,662,273

令和 2 年度 伊勢市一般会計補正予算（第 8 号）

令和 2 年度 伊勢市の一般会計補正予算（第 8 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、4 7 2，2 7 1 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、7 1，3 5 2，3 0 9 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
13 地方交付税		10,110,000	422,895	10,532,895
	1 地方交付税	10,110,000	422,895	10,532,895
17 国庫支出金		22,269,046	49,376	22,318,422
	2 国庫補助金	16,416,113	49,376	16,465,489
歳入合計		70,880,038	472,271	71,352,309

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		323,796	5,590	329,386
	1 議会費	323,796	5,590	329,386
2 総務費		4,273,077	22,513	4,295,590
	1 総務管理費	3,303,382	21,901	3,325,283
	3 戸籍住民基本台帳費	291,230	612	291,842
3 民生費		33,461,038	3,369	33,464,407
	1 社会福祉費	18,391,578	3,369	18,394,947
7 商工費		1,741,389	342,833	2,084,222
	1 商工費	1,741,389	342,833	2,084,222
8 観光費		918,581	86,014	1,004,595
	1 観光費	918,581	86,014	1,004,595
11 教育費		7,908,810	11,952	7,920,762
	5 社会教育費	674,447	8,700	683,147
	6 保健体育費	1,274,339	3,252	1,277,591
歳 出 合 計		70,880,038	472,271	71,352,309

令和2年度 伊勢市観光交通対策特別会計補正予算（第1号）

令和2年度 伊勢市の観光交通対策特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額596,033千円は変更せず、補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業収入		533,010	△24,000	509,010
	1 事業収入	533,010	△24,000	509,010
3 繰入金		57,755	24,000	81,755
	2 一般会計繰入金	0	24,000	24,000
歳入合計		596,033	0	596,033

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 観光交通対策事業費		596,018	0	596,018
	1 管理費	596,018	0	596,018
歳 出	合 計	596,033	0	596,033

伊勢市告示第 141 号

令和 2 年 10 月 13 日開議の市議会定例会で認定を経た令和元年度一般会計及び特別会計並びに公営企業会計の決算の要領は、次のとおりです。

令和 2 年 10 月 30 日

伊勢市長 鈴木 健 一

令和元年度 伊勢市一般会計・

会計別		予算現額	収入済額	支出済額
一般会計		円 53,265,412,888	円 50,575,532,537	円 50,041,054,922
特別会計	国民健康保険	12,881,751,000	12,974,729,130	12,744,128,601
	後期高齢者医療	3,094,718,000	3,149,816,151	3,089,182,491
	介護保険	14,178,342,000	14,289,910,231	13,765,352,336
	住宅新築資金等貸付事業	5,172,000	6,318,959	5,140,209
	観光交通対策	664,733,300	663,853,055	601,561,016
	土地取得	876,977,000	198,926,115	198,495,906

特別会計・決算一覧表

翌年度へ繰越すべき財源	歳入歳出差引残額	備考
円 176,784,713	円 357,692,902	基金積立額(180,000,000円)を含む
0	230,600,529	基金積立額(120,000,000円)を含む
0	60,633,660	
0	524,557,895	
0	1,178,750	
33,054,000	29,238,039	
0	430,209	

令和元年度 伊勢市一般会計歳入歳出決算書

歳入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額
1 市 税		16,450,000,000	17,422,073,530
	1 市民税	7,343,000,000	7,626,841,540
	2 固定資産税	6,659,669,000	7,165,377,449
	3 軽自動車税	377,600,000	402,014,512
	4 市たばこ税	706,731,000	742,703,098
	5 入湯税	23,000,000	28,563,150
	6 都市計画税	1,340,000,000	1,456,573,781
2 地方譲与税		335,938,000	346,810,034
	1 地方揮発油譲与税	82,000,000	86,310,000
	2 自動車重量譲与税	242,000,000	248,563,000
	3 森林環境譲与税	11,937,000	11,937,000
	4 地方道路譲与税	1,000	34
3 利子割交付金		14,000,000	17,319,000
	1 利子割交付金	14,000,000	17,319,000
4 配当割交付金		70,000,000	88,665,000
	1 配当割交付金	70,000,000	88,665,000
5 株式等譲渡所得割交付金		35,000,000	48,603,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	35,000,000	48,603,000
6 地方消費税交付金		2,280,000,000	2,316,573,000
	1 地方消費税交付金	2,280,000,000	2,316,573,000
7 ゴルフ場利用税交付金		14,000,000	15,099,630
	1 ゴルフ場利用税交付金	14,000,000	15,099,630
8 自動車取得税交付金		71,788,000	71,873,632
	1 自動車取得税交付金	71,788,000	71,873,632
9 環境性能割交付金		20,000,000	17,917,000
	1 環境性能割交付金	20,000,000	17,917,000
10 国有提供施設等所在市町村助成交付金		89,520,000	89,520,000
	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	89,520,000	89,520,000
11 地方特例交付金		321,494,000	328,584,000

収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
16,816,330,407	50,228,755	555,514,368	366,330,407
7,468,716,974	5,766,382	152,358,184	125,716,974
6,807,182,228	36,204,622	321,990,599	147,513,228
384,189,716	1,056,770	16,768,026	6,589,716
742,703,098	0	0	35,972,098
28,563,150	0	0	5,563,150
1,384,975,241	7,200,981	64,397,559	44,975,241
346,810,034	0	0	10,872,034
86,310,000	0	0	4,310,000
248,563,000	0	0	6,563,000
11,937,000	0	0	0
34	0	0	△966
17,319,000	0	0	3,319,000
17,319,000	0	0	3,319,000
88,665,000	0	0	18,665,000
88,665,000	0	0	18,665,000
48,603,000	0	0	13,603,000
48,603,000	0	0	13,603,000
2,316,573,000	0	0	36,573,000
2,316,573,000	0	0	36,573,000
15,099,630	0	0	1,099,630
15,099,630	0	0	1,099,630
71,873,632	0	0	85,632
71,873,632	0	0	85,632
17,917,000	0	0	△2,083,000
17,917,000	0	0	△2,083,000
89,520,000	0	0	0
89,520,000	0	0	0
328,584,000	0	0	7,090,000

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	調 定 額
	1 地方特例交付金	110,311,000	110,311,000
	2 子ども・子育て支援臨時交付金	211,183,000	218,273,000
12 地方交付税		10,594,821,000	10,846,757,000
	1 地方交付税	10,594,821,000	10,846,757,000
13 交通安全対策特別交付金		12,711,000	12,972,000
	1 交通安全対策特別交付金	12,711,000	12,972,000
14 分担金及び負担金		703,344,000	708,521,995
	1 負担金	703,144,000	708,521,995
	2 分担金	200,000	0
15 使用料及び手数料		352,187,000	359,298,872
	1 使用料	295,095,000	301,206,922
	2 手数料	57,092,000	58,091,950
16 国庫支出金		7,181,168,607	7,267,208,868
	1 国庫負担金	5,696,981,120	5,755,661,300
	2 国庫補助金	1,449,674,487	1,478,634,734
	3 委託金	34,513,000	32,912,834
17 県支出金		3,432,735,000	3,408,151,185
	1 県負担金	2,210,578,000	2,201,320,516
	2 県補助金	925,661,000	901,179,616
	3 委託金	296,496,000	305,651,053
18 財産収入		147,640,000	160,722,888
	1 財産運用収入	144,626,000	141,704,812
	2 財産売払収入	3,014,000	19,018,076
19 寄附金		116,031,000	128,355,691
	1 寄附金	116,031,000	128,355,691
20 繰入金		3,457,252,300	1,846,727,234
	1 基金繰入金	3,376,333,000	1,790,110,571
	2 特別会計繰入金	80,919,300	56,616,663
21 繰越金		447,947,981	447,948,546

収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
110,311,000	0	0	0
218,273,000	0	0	7,090,000
10,846,757,000	0	0	251,936,000
10,846,757,000	0	0	251,936,000
12,972,000	0	0	261,000
12,972,000	0	0	261,000
701,697,781	498,680	6,325,534	△1,646,219
701,697,781	498,680	6,325,534	△1,446,219
0	0	0	△200,000
350,562,565	0	8,736,307	△1,624,435
292,862,115	0	8,344,807	△2,232,885
57,700,450	0	391,500	608,450
6,935,399,334	0	331,809,534	△245,769,273
5,648,720,875	0	106,940,425	△48,260,245
1,253,765,625	0	224,869,109	△195,908,862
32,912,834	0	0	△1,600,166
3,320,727,185	0	87,424,000	△112,007,815
2,193,716,516	0	7,604,000	△16,861,484
821,359,616	0	79,820,000	△104,301,384
305,651,053	0	0	9,155,053
145,521,852	0	15,201,036	△2,118,148
140,342,814	0	1,361,998	△4,283,186
5,179,038	0	13,839,038	2,165,038
128,355,691	0	0	12,324,691
128,355,691	0	0	12,324,691
1,846,727,234	0	0	△1,610,525,066
1,790,110,571	0	0	△1,586,222,429
56,616,663	0	0	△24,302,637
447,948,546	0	0	565

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	調 定 額
	1 繰越金	447,947,981	447,948,546
22 諸収入		771,035,000	979,138,125
	1 延滞金、加算金及び過料	50,000,000	64,908,641
	2 市預金利子	100,000	325,394
	3 貸付金元利収入	6,688,000	58,028,304
	4 受託事業収入	45,248,000	45,248,300
	5 雑入	668,999,000	810,627,486
23 市債		6,346,800,000	4,916,800,000
	1 市債	6,346,800,000	4,916,800,000
歳入合計		53,265,412,888	51,845,640,230

収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入 済額との比較
447,948,546	0	0	565
764,768,646	7,370,258	206,999,221	△6,266,354
64,909,860	0	△1,219	14,909,860
325,394	0	0	225,394
5,654,676	0	52,373,628	△1,033,324
21,748,300	0	23,500,000	△23,499,700
672,130,416	7,370,258	131,126,812	3,131,416
4,916,800,000	0	0	△1,430,000,000
4,916,800,000	0	0	△1,430,000,000
50,575,532,537	58,097,693	1,212,010,000	△2,689,880,351

歳 出

(単位：円)

款	項	予 算 現 額
1 議 会 費		315,311,000
	1 議 会 費	315,311,000
2 総 務 費		4,585,662,035
	1 総務管理費	3,671,776,035
	2 徴 税 費	473,991,000
	3 戸籍住民基本台帳費	255,600,000
	4 選 挙 費	116,752,000
	5 統計調査費	34,801,000
	6 監査委員費	32,742,000
3 民 生 費		19,761,957,800
	1 社会福祉費	5,607,539,800
	2 老人福祉費	4,240,560,000
	3 児童福祉費	7,594,278,000
	4 生活保護費	2,231,266,000
	5 人権政策費	74,137,000
	6 国民年金事務費	14,177,000
4 衛 生 費		4,988,526,600
	1 保健衛生費	2,888,133,000
	2 清 掃 費	2,100,393,600
5 労 働 費		57,064,000
	1 労働諸費	57,064,000
6 農 林 水 産 業 費		1,269,727,846
	1 農 業 費	945,678,846
	2 林 業 費	94,051,000
	3 水産業費	229,998,000
7 商 工 費		495,410,000
	1 商 工 費	495,410,000
8 観 光 費		795,733,630
	1 観 光 費	795,733,630
9 土 木 費		6,635,709,728

支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出 済額との比較
310,075,959	0	5,235,041	5,235,041
310,075,959	0	5,235,041	5,235,041
4,408,456,664	0	177,205,371	177,205,371
3,521,987,802	0	149,788,233	149,788,233
462,226,914	0	11,764,086	11,764,086
241,497,214	0	14,102,786	14,102,786
116,274,971	0	477,029	477,029
34,166,621	0	634,379	634,379
32,303,142	0	438,858	438,858
19,401,241,907	41,151,000	319,564,893	360,715,893
5,489,586,035	0	117,953,765	117,953,765
4,172,124,808	41,151,000	27,284,192	68,435,192
7,516,694,016	0	77,583,984	77,583,984
2,140,905,450	0	90,360,550	90,360,550
68,875,108	0	5,261,892	5,261,892
13,056,490	0	1,120,510	1,120,510
4,857,757,971	23,503,000	107,265,629	130,768,629
2,791,887,212	14,640,000	81,605,788	96,245,788
2,065,870,759	8,863,000	25,659,841	34,522,841
53,796,044	0	3,267,956	3,267,956
53,796,044	0	3,267,956	3,267,956
987,469,719	180,330,598	101,927,529	282,258,127
772,047,365	91,905,398	81,726,083	173,631,481
60,298,798	27,500,000	6,252,202	33,752,202
155,123,556	60,925,200	13,949,244	74,874,444
447,451,193	5,119,000	42,839,807	47,958,807
447,451,193	5,119,000	42,839,807	47,958,807
754,315,158	0	41,418,472	41,418,472
754,315,158	0	41,418,472	41,418,472
5,913,428,763	482,207,949	240,073,016	722,280,965

(単位：円)

款	項	予 算 現 額
	1 土木管理費	296,392,000
	2 道路橋梁費	1,953,199,000
	3 河川費	876,980,160
	4 港湾海岸費	12,453,292
	5 都市計画費	3,190,359,276
	6 住宅費	306,326,000
10 消防費		2,231,690,644
	1 消防費	2,231,690,644
11 教育費		6,007,795,000
	1 教育総務費	1,682,171,000
	2 小学校費	1,668,233,000
	3 中学校費	448,006,000
	4 幼稚園費	163,804,000
	5 社会教育費	977,475,000
	6 保健体育費	1,068,106,000
12 災害復旧費		416,623,284
	1 農林水産業施設災害復旧費	48,790,000
	2 公共土木施設災害復旧費	367,821,284
	3 文教施設災害復旧費	9,000
	4 その他公共施設・公用施設災害復旧費	3,000
13 公債費		5,655,348,000
	1 公債費	5,655,348,000
14 諸支出金		2,000
	1 普通財産取得費	2,000
15 予備費		48,851,321
	1 予備費	48,851,321
歳 出 合 計		53,265,412,888

歳入歳出差引残額
うち基金繰入額

534,477,615 円
180,000,000 円

支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出 済額との比較
275,531,945	13,235,000	7,625,055	20,860,055
1,629,893,511	227,690,249	95,615,240	323,305,489
667,034,567	149,517,700	60,427,893	209,945,593
11,535,014	0	918,278	918,278
3,053,772,453	91,765,000	44,821,823	136,586,823
275,661,273	0	30,664,727	30,664,727
2,125,685,208	41,000,000	65,005,436	106,005,436
2,125,685,208	41,000,000	65,005,436	106,005,436
4,962,949,603	824,537,200	220,308,197	1,044,845,397
1,173,931,809	423,317,000	84,922,191	508,239,191
1,262,277,995	372,577,500	33,377,505	405,955,005
396,211,564	26,171,000	25,623,436	51,794,436
154,612,208	0	9,191,792	9,191,792
953,532,233	2,471,700	21,471,067	23,942,767
1,022,383,794	0	45,722,206	45,722,206
164,045,880	201,206,080	51,371,324	252,577,404
20,229,720	27,798,680	761,600	28,560,280
143,816,160	173,407,400	50,597,724	224,005,124
0	0	9,000	9,000
0	0	3,000	3,000
5,654,380,853	0	967,147	967,147
5,654,380,853	0	967,147	967,147
0	0	2,000	2,000
0	0	2,000	2,000
0	0	48,851,321	48,851,321
0	0	48,851,321	48,851,321
50,041,054,922	1,799,054,827	1,425,303,139	3,224,357,966

令和元年度 伊勢市国民健康保険特別会計歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	調 定 額
1 国民健康保険料		2,352,444,000	2,755,790,932
	1 国民健康保険料	2,352,444,000	2,755,790,932
2 国民健康保険税		68,000	1,169,200
	1 国民健康保険税	68,000	1,169,200
3 県支出金		9,256,031,000	9,318,559,936
	1 県補助金	9,256,031,000	9,318,559,936
4 財産収入		670,000	585,591
	1 財産運用収入	670,000	585,591
5 繰入金		1,135,250,000	1,135,248,430
	1 他会計繰入金	935,250,000	935,248,430
	2 基金繰入金	200,000,000	200,000,000
6 繰越金		104,975,000	104,975,904
	1 繰越金	104,975,000	104,975,904
7 諸収入		31,611,000	34,627,647
	1 延滞金、加算金及び過料	21,460,000	25,842,980
	2 預金利子	10,000	30,464
	3 雑入	10,141,000	8,754,203
8 国庫支出金		702,000	702,000
	1 国庫補助金	702,000	702,000
歳 入 合 計		12,881,751,000	13,351,659,640

収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入 済額との比較
2,380,407,363	43,365,749	332,017,820	27,963,363
2,380,407,363	43,365,749	332,017,820	27,963,363
102,800	291,400	775,000	34,800
102,800	291,400	775,000	34,800
9,318,559,936	0	0	62,528,936
9,318,559,936	0	0	62,528,936
585,591	0	0	△84,409
585,591	0	0	△84,409
1,135,248,430	0	0	△1,570
935,248,430	0	0	△1,570
200,000,000	0	0	0
104,975,904	0	0	904
104,975,904	0	0	904
34,147,106	0	480,541	2,536,106
25,842,980	0	0	4,382,980
30,464	0	0	20,464
8,273,662	0	480,541	△1,867,338
702,000	0	0	0
702,000	0	0	0
12,974,729,130	43,657,149	333,273,361	92,978,130

歳 出

(単位：円)

款	項	予 算 現 額
1 総務費		174,770,000
	1 総務管理費	149,122,000
	2 賦課徴収費	24,725,000
	3 運営協議会費	404,000
	4 趣旨普及費	519,000
2 保険給付費		9,154,017,194
	1 療養諸費	7,969,263,000
	2 高額療養費	1,144,025,194
	3 移送費	289,000
	4 出産育児諸費	30,240,000
	5 葬祭諸費	10,200,000
3 国民健康保険事業費納付金		3,312,139,000
	1 医療給付費分	2,240,944,000
	2 後期高齢者支援金等分	800,745,000
	3 介護納付金分	270,450,000
4 保健事業費		195,177,000
	1 特定健康診査等事業費	172,230,000
	2 保健事業費	22,947,000
5 公債費		20,000
	1 公債費	20,000
6 諸支出金		37,103,000
	1 償還金及び還付加算金	36,433,000
	2 基金積立金	670,000
7 予備費		8,524,806
	1 予備費	8,524,806
歳 出 合 計		12,881,751,000

支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出 済額との比較
161,740,833	0	13,029,167	13,029,167
138,434,457	0	10,687,543	10,687,543
22,561,648	0	2,163,352	2,163,352
227,200	0	176,800	176,800
517,528	0	1,472	1,472
9,060,859,236	0	93,157,958	93,157,958
7,880,708,550	0	88,554,450	88,554,450
1,143,737,606	0	287,588	287,588
0	0	289,000	289,000
27,763,080	0	2,476,920	2,476,920
8,650,000	0	1,550,000	1,550,000
3,312,136,427	0	2,573	2,573
2,240,943,527	0	473	473
800,743,856	0	1,144	1,144
270,449,044	0	956	956
175,027,836	0	20,149,164	20,149,164
154,754,068	0	17,475,932	17,475,932
20,273,768	0	2,673,232	2,673,232
575	0	19,425	19,425
575	0	19,425	19,425
34,363,694	0	2,739,306	2,739,306
33,778,103	0	2,654,897	2,654,897
585,591	0	84,409	84,409
0	0	8,524,806	8,524,806
0	0	8,524,806	8,524,806
12,744,128,601	0	137,622,399	137,622,399

歳入歳出差引残額
うち基金繰入額

230,600,529 円
120,000,000 円

令和元年度 伊勢市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	調 定 額
1 後期高齢者医療保険料		1,260,912,000	1,325,889,468
	1 後期高齢者医療保険料	1,260,912,000	1,325,889,468
2 繰入金		1,720,739,000	1,720,738,713
	1 一般会計繰入金	1,720,739,000	1,720,738,713
3 繰越金		76,001,000	76,001,077
	1 繰越金	76,001,000	76,001,077
4 諸収入		37,066,000	36,228,228
	1 延滞金、加算金及び過料	551,000	575,513
	2 雑入	36,515,000	35,652,715
歳 入 合 計		3,094,718,000	3,158,857,486

収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1,316,848,133	1,883,864	7,157,471	55,936,133
1,316,848,133	1,883,864	7,157,471	55,936,133
1,720,738,713	0	0	△287
1,720,738,713	0	0	△287
76,001,077	0	0	77
76,001,077	0	0	77
36,228,228	0	0	△837,772
575,513	0	0	24,513
35,652,715	0	0	△862,285
3,149,816,151	1,883,864	7,157,471	55,098,151

歳 出

(単位：円)

款	項	予 算 現 額
1 総務費		52,048,000
	1 総務管理費	47,359,000
	2 徴収費	4,689,000
2 後期高齢者医療広域連合納付金		2,999,990,000
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	2,999,990,000
3 公債費		3,000
	1 公債費	3,000
4 諸支出金		41,677,000
	1 償還金及び還付加算金	41,677,000
5 予備費		1,000,000
	1 予備費	1,000,000
歳 出 合 計		3,094,718,000

支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出 済額との比較
48,377,542	0	3,670,458	3,670,458
43,855,333	0	3,503,667	3,503,667
4,522,209	0	166,791	166,791
2,999,990,000	0	0	0
2,999,990,000	0	0	0
0	0	3,000	3,000
0	0	3,000	3,000
40,814,949	0	862,051	862,051
40,814,949	0	862,051	862,051
0	0	1,000,000	1,000,000
0	0	1,000,000	1,000,000
3,089,182,491	0	5,535,509	5,535,509

歳入歳出差引残額

60,633,660 円

令和元年度 伊勢市介護保険特別会計歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	調 定 額
1 保 険 料		2,708,712,000	2,777,725,395
	1 介護保険料	2,708,712,000	2,777,725,395
2 国庫支出金		3,188,976,000	3,357,681,490
	1 国庫負担金	2,377,138,000	2,377,138,000
	2 国庫補助金	811,838,000	980,543,490
3 支払基金交付金		3,506,052,000	3,519,288,818
	1 支払基金交付金	3,506,052,000	3,519,288,818
4 県支出金		1,967,894,000	1,974,452,989
	1 県負担金	1,899,525,000	1,899,525,000
	2 県補助金	68,369,000	74,927,989
5 財産収入		552,000	551,271
	1 財産運用収入	552,000	551,271
6 繰入金		2,228,570,000	2,112,264,419
	1 一般会計繰入金	2,112,264,000	2,112,264,419
	2 基金繰入金	116,306,000	0
7 繰越金		574,144,000	574,144,763
	1 繰越金	574,144,000	574,144,763
8 諸収入		3,442,000	5,731,686
	1 延滞金、加算金及び過料	1,316,000	1,863,768
	2 預金利子	167,000	167,395
	3 雑入	1,959,000	3,700,523
歳 入 合 計		14,178,342,000	14,321,840,831

収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入 済額との比較
2,745,794,795	5,219,629	26,710,971	37,082,795
2,745,794,795	5,219,629	26,710,971	37,082,795
3,357,681,490	0	0	168,705,490
2,377,138,000	0	0	0
980,543,490	0	0	168,705,490
3,519,288,818	0	0	13,236,818
3,519,288,818	0	0	13,236,818
1,974,452,989	0	0	6,558,989
1,899,525,000	0	0	0
74,927,989	0	0	6,558,989
551,271	0	0	△729
551,271	0	0	△729
2,112,264,419	0	0	△116,305,581
2,112,264,419	0	0	419
0	0	0	△116,306,000
574,144,763	0	0	763
574,144,763	0	0	763
5,731,686	0	0	2,289,686
1,863,768	0	0	547,768
167,395	0	0	395
3,700,523	0	0	1,741,523
14,289,910,231	5,219,629	26,710,971	111,568,231

歳 出

(単位：円)

款	項	予 算 現 額
1 総務費		283,683,000
	1 総務管理費	137,333,000
	2 徴収費	15,902,000
	3 介護認定諸費	130,448,000
2 保険給付費		13,086,619,000
	1 介護サービス等諸費	13,086,619,000
3 地域支援事業費		518,151,000
	1 地域支援事業費	518,151,000
4 基金積立金		552,000
	1 基金積立金	552,000
5 公債費		400,000
	1 公債費	400,000
6 諸支出金		287,937,000
	1 償還金及び還付加算金	287,937,000
7 予備費		1,000,000
	1 予備費	1,000,000
歳 出 合 計		14,178,342,000

支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出 済額との比較
271,146,480	0	12,536,520	12,536,520
131,641,182	0	5,691,818	5,691,818
14,576,540	0	1,325,460	1,325,460
124,928,758	0	5,519,242	5,519,242
12,732,987,535	0	353,631,465	353,631,465
12,732,987,535	0	353,631,465	353,631,465
474,333,174	0	43,817,826	43,817,826
474,333,174	0	43,817,826	43,817,826
551,271	0	729	729
551,271	0	729	729
0	0	400,000	400,000
0	0	400,000	400,000
286,333,876	0	1,603,124	1,603,124
286,333,876	0	1,603,124	1,603,124
0	0	1,000,000	1,000,000
0	0	1,000,000	1,000,000
13,765,352,336	0	412,989,664	412,989,664

歳入歳出差引残額

524,557,895 円

令和元年度 伊勢市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算書

歳 入

款	項	予 算 現 額	調 定 額
1 事業収入		4,187,000	321,304,593
	1 事業収入	4,187,000	321,304,593
2 県支出金		634,000	647,000
	1 県補助金	634,000	647,000
3 財産収入		19,000	18,516
	1 財産運用収入	19,000	18,516
4 繰越金		332,000	332,585
	1 繰越金	332,000	332,585
歳 入 合 計		5,172,000	322,302,694

(単位：円)

収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入 済額との比較
5,320,858	0	315,983,735	1,133,858
5,320,858	0	315,983,735	1,133,858
647,000	0	0	13,000
647,000	0	0	13,000
18,516	0	0	△484
18,516	0	0	△484
332,585	0	0	585
332,585	0	0	585
6,318,959	0	315,983,735	1,146,959

歳 出

款	項	予 算 現 額
1 総務費		3,185,000
	1 総務管理費	3,185,000
2 公債費		1,987,000
	1 公債費	1,987,000
歳 出 合 計		5,172,000

歳入歳出差引残額

1,178,750 円

(単位：円)

支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出 済額との比較
3,153,993	0	31,007	31,007
3,153,993	0	31,007	31,007
1,986,216	0	784	784
1,986,216	0	784	784
5,140,209	0	31,791	31,791

令和元年度 伊勢市観光交通対策特別会計歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	調 定 額
1 事業収入		565,118,000	564,239,700
	1 事業収入	565,118,000	564,239,700
2 財産収入		230,000	226,757
	1 財産運用収入	230,000	226,757
3 繰入金		0	0
	1 基金繰入金	0	0
4 繰越金		98,560,300	98,561,298
	1 繰越金	98,560,300	98,561,298
5 諸収入		825,000	825,300
	1 雑入	825,000	825,300
歳 入 合 計		664,733,300	663,853,055

収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入 済額との比較
564,239,700	0	0	△878,300
564,239,700	0	0	△878,300
226,757	0	0	△3,243
226,757	0	0	△3,243
0	0	0	0
0	0	0	0
98,561,298	0	0	998
98,561,298	0	0	998
825,300	0	0	300
825,300	0	0	300
663,853,055	0	0	△880,245

歳 出

款	項	予 算 現 額
1 観光交通対策事業費		664,718,300
	1 管理費	664,718,300
2 公債費		15,000
	1 公債費	15,000
歳 出 合 計		664,733,300

歳入歳出差引残額

62,292,039 円

(単位：円)

支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出 済額との比較
601,561,016	33,054,000	30,103,284	63,157,284
601,561,016	33,054,000	30,103,284	63,157,284
0	0	15,000	15,000
0	0	15,000	15,000
601,561,016	33,054,000	30,118,284	63,172,284

令和元年度 伊勢市土地取得特別会計歳入歳出決算書

歳 入

款	項	予 算 現 額	調 定 額
1 財産収入		116,697,000	108,582,680
	1 財産運用収入	4,151,000	4,037,792
	2 財産売却収入	112,546,000	104,544,888
2 繰入金		759,797,000	89,861,001
	1 基金繰入金	759,797,000	89,861,001
3 繰越金		482,000	482,434
	1 繰越金	482,000	482,434
4 諸収入		1,000	0
	1 雑入	1,000	0
歳 入 合 計		876,977,000	198,926,115

(単位：円)

収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入 済額との比較
108,582,680	0	0	△8,114,320
4,037,792	0	0	△113,208
104,544,888	0	0	△8,001,112
89,861,001	0	0	△669,935,999
89,861,001	0	0	△669,935,999
482,434	0	0	434
482,434	0	0	434
0	0	0	△1,000
0	0	0	△1,000
198,926,115	0	0	△678,050,885

歳 出

款	項	予 算 現 額
1 用地取得事業費		876,977,000
	1 管理費	117,179,000
	2 事業費	759,798,000
歳 出 合 計		876,977,000

歳入歳出差引残額

430,209 円

(単位：円)

支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出 済額との比較
198,495,906	536,611,546	141,869,548	678,481,094
108,634,905	0	8,544,095	8,544,095
89,861,001	536,611,546	133,325,453	669,936,999
198,495,906	536,611,546	141,869,548	678,481,094

1. 令和元年度伊勢市病院事業決算報告書

収益的収入及び支出

収入

(単位 円)

区 分	予 算 額				決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
	当初予算額	補正予算額	地方公営企業法第24条 第3項の規定による支出額 に係る財源充当額	合 計			
第1款 病院事業収益	7,560,253,000	47,207,000	0	7,607,460,000	7,726,252,484	118,792,484	(うち、仮受消費税及び地方消費税 46,652,991)
第1項 医業収益	6,061,622,000	14,327,000	0	6,075,949,000	6,180,586,462	104,637,462	(うち、仮受消費税及び地方消費税 15,266,159)
第2項 健診収益	333,701,000	7,511,000	0	341,212,000	348,632,171	7,420,171	(うち、仮受消費税及び地方消費税 28,362,975)
第3項 医業外収益	1,164,830,000	24,588,000	0	1,189,418,000	1,196,252,312	6,834,312	(うち、仮受消費税及び地方消費税 3,023,857)
第4項 特別利益	100,000	781,000	0	881,000	781,539	△ 99,461	

支出

(単位 円)

区 分	予 算 額							決 算 額	地方公営企業法第26 条第2項の 規定による 繰越額	不 用 額	備 考	
	当初予算額	補正予算額	予備費 支出額	流用増減額	地方公営企業法第24 条第3項の 規定による 支出額	小 計	地方公営企業法第26 条第2項の 規定による 繰越額					合 計
第1款 病院事業費用	8,024,234,000	26,085,000	0	0	0	8,050,319,000	0	8,050,319,000	7,982,461,813	0	67,857,187	(うち、仮払消費税及び地方消費税 112,092,543) (うち控除対象外消費税 71,465,592)
第1項 医業費用	7,601,663,000	△ 19,949,000	0	0	0	7,581,714,000	0	7,581,714,000	7,524,219,593	0	57,494,407	(うち、仮払消費税及び地方消費税 108,915,016)
第2項 健診費用	194,863,000	△ 2,561,000	0	0	0	192,302,000	0	192,302,000	189,298,131	0	3,003,869	(うち、仮払消費税及び地方消費税 3,115,922)
第3項 医業外費用	226,608,000	48,595,000	0	0	0	275,203,000	0	275,203,000	268,944,089	0	6,258,911	(うち、仮払消費税及び地方消費税 61,605) (うち控除対象外消費税 71,465,592)
第4項 特別損失	100,000	0	0	0	0	100,000	0	100,000	0	0	100,000	
第5項 予備費	1,000,000	0	0	0	0	1,000,000	0	1,000,000	0	0	1,000,000	

資 本 的 収 入 及 び 支 出

収 入

(単位 円)

区 分	予 算 額					合 計	決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
	当初予算額	補正予算額	小 計	地方公営企業法第 26条の規定によ る繰越額に係る財 源充当額	継続費通次繰 越額に係る財 源充当額				
第1款資本的収入	338,975,000	252,861,000	591,836,000	926,199,000	0	1,518,035,000	1,424,128,447	△ 93,906,553	
第1項負担金	147,027,000	0	147,027,000	0	0	147,027,000	147,027,000	0	
第2項企業債	100,000,000	0	100,000,000	598,000,000	0	698,000,000	616,100,000	△ 81,900,000	
第3項寄附金	4,000,000	4,366,000	8,366,000	0	0	8,366,000	8,343,000	△ 23,000	
第4項基金繰入金	64,560,000	239,700,000	304,260,000	0	0	304,260,000	296,110,461	△ 8,149,539	
第5項投資償還金	1,770,000	9,512,000	11,282,000	0	0	11,282,000	11,282,500	500	
第6項固定資産売却代金	21,618,000	△ 717,000	20,901,000	0	0	20,901,000	20,901,486	486	
第7項出資金	0	0	0	182,100,000	0	182,100,000	178,200,000	△ 3,900,000	
第8項国庫補助金	0	0	0	146,099,000	0	146,099,000	146,099,000	0	
第9項県補助金	0	0	0	0	0	0	65,000	65,000	

支 出

(単位 円)

区 分	予 算 額							決 算 額	翌年度繰越額			不 用 額	備 考
	当初予算額	補正予算額	流 用 増減額	小 計	地方公営 企業法第 26条の 規定によ る繰越額	継続費 通 次 繰越額	合 計		地方公営 企業法第 26条の 規定によ る繰越額	継続費 通 次 繰越額	合 計		
第1款資本的支出	483,126,000	8,209,000	0	491,335,000	948,437,000	0	1,439,772,000	1,296,923,844	0	0	0	142,848,156	(うち、仮払消費税 及び地方消費税 77,750,239)
第1項建設改良費	238,029,000	△ 11,323,000	0	226,706,000	948,437,000	0	1,175,143,000	1,040,069,116	0	0	0	135,073,884	(うち、仮払消費税 及び地方消費税 77,750,239)
第2項企業債償還金	110,207,000	0	0	110,207,000	0	0	110,207,000	110,206,639	0	0	0	361	
第3項投 資	64,560,000	0	0	64,560,000	0	0	64,560,000	56,810,000	0	0	0	7,750,000	
第4項基金積立金	70,330,000	19,532,000	0	89,862,000	0	0	89,862,000	89,838,089	0	0	0	23,911	

2. 令和元年度 伊勢市病院事業損益計算書

(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)

(単位 円)

1. 医業収益

(1) 入院収益	4,178,603,636	
(2) 外来収益	1,783,705,025	
(3) 他会計負担金	49,870,000	
(4) その他医業収益	153,141,642	6,165,320,303

2. 医業費用

(1) 給与費	4,001,618,719	
(2) 材料費	1,281,557,136	
(3) 経費	1,127,411,157	
(4) 減価償却費	958,286,434	
(5) 資産減耗費	893,925	
(6) 研究研修費	45,537,206	7,415,304,577
医業損失		1,249,984,274

3. 健診収益

(1) 健診収益	320,269,196	320,269,196
----------	-------------	-------------

4. 健診費用

(1) 給与費	130,300,484	
(2) 材料費	5,387,053	
(3) 経費	33,825,184	
(4) 減価償却費	16,669,488	186,182,209
健診利益		134,086,987

5. 医業外収益

(1) 他会計補助金	304,209,120		
(2) 他会計負担金	435,125,000		
(3) 県補助金	3,893,000		
(4) 国庫補助金	1,993,118		
(5) 長期前受金戻入	413,534,571		
(6) その他医業外収益	34,473,646	1,193,228,455	

6. 医業外費用

(1) 支払利息及び 企業債取扱諸費	64,164,303		
(2) 雑損失	329,544,926		
(3) 負担金	33,640,600		
(4) 医業外雑費	26,629,520	453,979,349	739,249,106
経常損失			376,648,181

7. 特別利益

(1) 固定資産売却益	781,539	781,539	781,539

当年度純損失 **375,866,642**

前年度繰越欠損金 **1,848,869,226**

当年度未処理欠損金 **2,224,735,868**

3. 令和元年度 伊勢市 病院事業剰余金計算書

(平成31年4月1日から 令和2年3月31日まで)

(単位 円)

	資本金	剰余金										資本合計
	自己資本金	資本 剰余金							利益剰余金			
		受贈財産 評価額	国庫補助金	他会計補助金	工事負担金	寄附金	補助金	他会計負担金	資本剰余金 合計	未処理欠損金	利益剰余金 合計	
前年度末残高	4,586,118,431	145,324,995	46,876,000	571,419,568	53,395,358	112,486,500	2,008,000	857,525,905	1,789,036,326	△ 3,272,553,617	△ 3,272,553,617	3,102,601,140
前年度処分額	△ 510,318,431	△ 3,517,300	△ 46,876,000	△ 481,573,920	0	△ 88,127,000	△ 2,008,000	△ 291,263,740	△ 913,365,960	1,423,684,391	1,423,684,391	0
議会の議決による処分額	△ 510,318,431	△ 3,517,300	△ 46,876,000	△ 481,573,920	0	△ 88,127,000	△ 2,008,000	△ 291,263,740	△ 913,365,960	1,423,684,391	1,423,684,391	0
欠損補填	△ 510,318,431	△ 3,517,300	△ 46,876,000	△ 481,573,920	0	△ 88,127,000	△ 2,008,000	△ 291,263,740	△ 913,365,960	1,423,684,391	1,423,684,391	0
処分後残高	4,075,800,000	141,807,695	0	89,845,648	53,395,358	24,359,500	0	566,262,165	875,670,366	(繰越欠損金) △ 1,848,869,226	△ 1,848,869,226	3,102,601,140
当年度変動額	178,200,000	0	0	0	0	2,237,000	0	64,560,000	66,797,000	△ 375,866,642	△ 375,866,642	△ 130,869,642
一般会計出資金の受入	178,200,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	178,200,000
他会計負担金の受入	0	0	0	0	0	0	0	64,560,000	64,560,000	0	0	64,560,000
寄附金の受入	0	0	0	0	0	2,237,000	0	0	2,237,000	0	0	2,237,000
当年度純利益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	△ 375,866,642	△ 375,866,642	△ 375,866,642
当年度末残高	4,254,000,000	141,807,695	0	89,845,648	53,395,358	26,596,500	0	630,822,165	942,467,366	(当年度未処理欠損金) △ 2,224,735,868	△ 2,224,735,868	2,971,731,498

4. 令和元年度 伊勢市病院事業欠損金処理計算書(案)

(単位 円)

	資本金	資本剰余金	未処理欠損金
当年度末残高	4,254,000,000	942,467,366	△ 2,224,735,868
議会の議決による処分額	0	△26,000,000	26,000,000
欠損補填	0	△26,000,000	26,000,000
処分後残高	4,254,000,000	916,467,366	(繰越欠損金) △ 2,198,735,868

5. 令和元年度 伊勢市病院事業貸借対照表

(令 和 2 年 3 月 31 日)

(単位 円)

		資 産 の 部		
1. 固 定 資 産				
(1)	有 形 固 定 資 産			
	イ. 土 地		1,572,578,736	
	ロ. 建 物	12,581,703,881		
	減 価 償 却 累 計 額	△575,416,426		12,006,287,455
	ハ. 構 築 物	1,530,514,503		
	減 価 償 却 累 計 額	△12,684,910		1,517,829,593
	ニ. 器 械 備 品	4,863,286,570		
	減 価 償 却 累 計 額	△1,565,441,126		3,297,845,444
	ホ. 車 両	8,463,238		
	減 価 償 却 累 計 額	△6,411,308		2,051,930
	有 形 固 定 資 産 合 計			18,396,593,158
(2)	無 形 固 定 資 産			
	イ. 電 話 加 入 権		3,562,685	
	無 形 固 定 資 産 合 計			3,562,685
(3)	投 資 そ の 他 の 資 産			
	イ. 長 期 貸 付 金		312,815,000	
	ロ. 基 金		90,031,128	
	投 資 そ の 他 の 資 産 合 計			402,846,128
	固 定 資 産 合 計			18,803,001,971
2. 流 動 資 産				
(1)	現 金 預 金		947,961,191	
(2)	未 収 金	1,097,567,403		
	貸 倒 引 当 金	△9,823,857		1,087,743,546
(3)	貯 蔵 品		29,088,825	
	流 動 資 産 合 計			2,064,793,562
	資 産 合 計			20,867,795,533

負 債 の 部

3. 固 定 負 債

(1) 企 業 債			
イ. 建設改良等企業債	12,458,388,301		
企業債合計		12,458,388,301	
(2) 引 当 金			
イ. 退職給付引当金	1,668,718,315		
引当金合計		1,668,718,315	
固定負債合計			14,127,106,616

4. 流 動 負 債

(1) 企 業 債			
イ. 建設改良等企業債	696,652,432		
企業債合計		696,652,432	
(2) 未 払 金		1,256,609,633	
(3) 引 当 金			
イ. 賞与引当金	200,752,000		
ロ. 法定福利費引当金	37,939,000		
引当金合計		238,691,000	
(4) その他流動負債		2,943,156	
流動負債合計			2,194,896,221

5. 繰 延 収 益

(1) 長 期 前 受 金		2,519,959,408	
収益化累計額		△945,898,210	
繰延収益合計			1,574,061,198
負債合計			17,896,064,035

資 本 の 部

6. 資本金		4,254,000,000
7. 剰余金		
(1) 資本剰余金		
イ. 受贈財産評価額	141,807,695	
ロ. 他会計補助金	89,845,648	
ハ. 工事負担金	53,395,358	
ニ. 寄附金	26,596,500	
ホ. 他会計負担金	630,822,165	
資本剰余金合計	942,467,366	
(2) 欠損金		
イ. 当年度未処理 欠損金合計	2,224,735,868	
剰余金合計	2,224,735,868	
資本合計		△1,282,268,502
負債資本合計		2,971,731,498
		20,867,795,533

1 令和元年度 伊勢市水道事業決算報告書

収益的収入及び支出

収入

(単位 円)

区 分	予 算 額				決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
	当初予算額	補正予算額	地方公営企業法第24条 第3項の規定による支出 額に係る財源充当額	合 計			
第1款 水道事業収益	2,819,025,000	2,194,000	0	2,821,219,000	2,822,448,554	1,229,554	(うち仮受消費税及び地方消費税 203,214,818)
第1項 営業収益	2,545,718,000	△11,219,000	0	2,534,499,000	2,531,020,384	△3,478,616	(" 200,064,399)
第2項 営業外収益	271,040,000	8,640,000	0	279,680,000	281,344,428	1,664,428	(" 3,053,295)
第3項 簡易水道収益	2,267,000	2,765,000	0	5,032,000	8,075,080	3,043,080	(" 97,124)
第4項 特別利益	0	2,008,000	0	2,008,000	2,008,662	662	(" 0)

支出

区 分	予 算 額					地方公営企業法 第24条第3項の 規定による支出額	地方公営企業法 第26条第2項の 規定による繰越額	合 計	決 算 額	地方公営企業法 第26条第2項の 規定による繰越額	不 用 額	備 考
	当初予算額	補正予算額	予備費支出額	流用増減額	小 計							
第1款 水道事業費用	2,461,556,000	△32,095,000	0	0	0	2,429,461,000	0	2,429,461,000	2,341,770,812	0	87,690,188	(うち仮払消費税及び地方消費税) (89,844,063)
第1項 営業費用	2,318,695,000	△29,470,000	0	△1,059,398	0	2,288,165,602	0	2,288,165,602	2,218,695,580	0	69,470,022	(89,195,615)
第2項 営業外費用	120,862,000	△2,625,000	0	0	0	118,237,000	0	118,237,000	110,016,834	0	8,220,166	(221,204)
第3項 簡易水道費用	11,999,000	0	0	1,059,398	0	13,058,398	0	13,058,398	13,058,398	0	0	(427,244)
第4項 予備費	10,000,000	0	0	0	0	10,000,000	0	10,000,000	0	0	10,000,000	(0)

資本的収入及び支出

収入

(単位 円)

区 分	予 算 額						決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
	当初予算額	補正予算額	小 計	地方公営企業法第26 条の規定による繰越 額に係る財源充当額	継続費通次繰越額 に係る財源充当額	合 計			
第1款 資本的収入	722,116,000	31,973,000	754,089,000	397,494,000	0	1,151,583,000	742,137,382	△409,445,618	(うち仮受消費税及び地方消費税 320,200)
第1項 企業債	540,600,000	17,300,000	557,900,000	237,000,000	0	794,900,000	503,600,000	△291,300,000	(" 0)
第2項 負担金	171,616,000	10,290,000	181,906,000	131,494,000	0	313,400,000	209,254,382	△104,145,618	(" 320,200)
第3項 出資金	9,900,000	3,300,000	13,200,000	29,000,000	0	42,200,000	28,200,000	△14,000,000	(" 0)
第4項 補助金	0	1,083,000	1,083,000	0	0	1,083,000	1,083,000	0	(" 0)

支出

区 分	予 算 額					地方公営企業法 第26条の規定 による繰越額	継 続 費 通次繰越額	合 計	決 算 額	翌 年 度 繰 越 額			不 用 額	備 考
	当初予算額	補正予算額	流用増減額	小 計	地方公営企業法 第26条の規定 による繰越額					継 続 費 通次繰越額	合 計			
第1款 資本的支出	1,879,413,000	△46,440,000	0	1,832,973,000	710,000,000	0	2,542,973,000	1,723,616,862	630,000,000	0	630,000,000	189,356,138	(うち仮払消費税及び地方消費税) (109,029,623)	
第1項 建設改良費	1,537,516,000	△38,540,000	0	1,498,976,000	710,000,000	0	2,208,976,000	1,389,620,560	630,000,000	0	630,000,000	189,355,440	(109,029,623)	
第2項 償還金	341,897,000	△7,900,000	0	333,997,000	0	0	333,997,000	333,996,302	0	0	0	698	(0)	

(注)資本的収入額が資本的支出額に不足する額981,479,480円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額
過年度分損益勘定留保資金475,392,507円で補填した。

92,450,979円、繰越工事資金1,965,600円、建設改良積立金411,670,394円及び

2 令和元年度 伊勢市水道事業損益計算書

(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)

(単位 円)

1 営業収益

(1) 給水収益	2,290,641,003	
(2) 受託工事収益	3,722,000	
(3) その他営業収益	<u>36,592,982</u>	2,330,955,985

2 営業費用

(1) 原水費	754,830,012	
(2) 配水及び給水費	321,144,833	
(3) 受託工事費	9,609,160	
(4) 総係費	168,647,955	
(5) 減価償却費	815,113,185	
(6) 資産減耗費	<u>60,154,820</u>	<u>2,129,499,965</u>

営業利益

201,456,020

3 営業外収益

(1) 受取利息及び配当金	1,795,424	
(2) 長期前受金戻入	237,053,418	
(3) 雑収益	7,512,291	
(4) 加入金	<u>31,930,000</u>	278,291,133

4 営業外費用

(1) 支払利息及び企業債取替諸費	84,915,112	
(2) 雑支出	<u>5,394,448</u>	90,309,560

5 簡易水道収益

(1) 給水収益	1,124,545		
(2) 長期前受金戻入	6,627,812		
(3) 雑収益	<u>225,599</u>	7,977,956	

6 簡易水道費用

(1) 簡易水道費	<u>12,631,154</u>	<u>12,631,154</u>	<u>183,328,375</u>
-----------	-------------------	-------------------	--------------------

経常利益

384,784,395

7 特別利益

(1) その他特別利益	<u>2,008,662</u>	<u>2,008,662</u>	<u>2,008,662</u>
-------------	------------------	------------------	------------------

当年度純利益

386,793,057

前年度繰越利益剰余金

0

その他未処分利益剰余金変動額

411,670,394

当年度未処分利益剰余金

798,463,451

3 令和元年度 伊勢市 水道事業剰余金計算書

(平成31年4月1日から 令和2年3月31日まで)

(単位 円)

	資本金	剰余金					資本合計
		資本剰余金		利益剰余金			
		受贈財産 評価額	資本剰余金 合計	建設改良 積立金	未処分利益 剰余金	利益剰余金 合計	
前年度末残高	14,674,293,610	23,129,245	23,129,245	0	889,902,320	889,902,320	15,587,325,175
前年度処分額	478,231,926	0	0	411,670,394	△ 889,902,320	△ 478,231,926	0
議会の議決による処分額	478,231,926	0	0	411,670,394	△ 889,902,320	△ 478,231,926	0
利益剰余金の処分 (その他未処分利益剰余金変動額)	478,231,926	0	0	0	△ 478,231,926	△ 478,231,926	0
建設改良積立金の積立	0	0	0	411,670,394	△ 411,670,394	0	0
処分後残高	15,152,525,536	23,129,245	23,129,245	411,670,394	(繰越利益剰余金) 0	411,670,394	15,587,325,175
当年度変動額	28,200,000	0	0	△ 411,670,394	798,463,451	386,793,057	414,993,057
一般会計出資金の受入	28,200,000	0	0	0	0	0	28,200,000
積立金の目的使用	0	0	0	△ 411,670,394	411,670,394	0	0
当年度純利益	0	0	0	0	386,793,057	386,793,057	386,793,057
当年度末残高	15,180,725,536	23,129,245	23,129,245	0	(当年度未処分利益剰余金) 798,463,451	798,463,451	16,002,318,232

4 令和元年度 伊勢市水道事業剰余金処分計算書（案）

（単位 円）

	資本金	資本剰余金	未処分利益 剰余金
当年度末残高	15,180,725,536	23,129,245	798,463,451
議会の議決による処分額	411,670,394	0	△ 798,463,451
資本金への組入	411,670,394	0	△ 411,670,394
建設改良積立金の積立	0	0	△ 386,793,057
処分後残高	15,592,395,930	23,129,245	(繰越利益剰余金) 0

5 令和元年度 伊勢市水道事業貸借対照表

(令和2年3月31日)

(単位 円)

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有形固定資産		
イ	土地	1,375,791,808
ロ	建物	773,516,564
	減価償却累計額	<u>△ 507,958,532</u> 265,558,032
ハ	構築物	36,498,068,596
	減価償却累計額	<u>△ 15,151,205,255</u> 21,346,863,341
ニ	機械及び装置	3,260,530,303
	減価償却累計額	<u>△ 2,349,875,479</u> 910,654,824
ホ	車両運搬具	58,583,700
	減価償却累計額	<u>△ 44,881,883</u> 13,701,817
ヘ	工具、器具及び備品	66,374,236
	減価償却累計額	<u>△ 51,385,529</u> 14,988,707
ト	建設仮勘定	<u>476,613,059</u>
	有形固定資産合計	24,404,171,588
(2) 無形固定資産		
イ	施設利用権	68,674,994
ロ	ソフトウェア	<u>19,829,203</u>
	無形固定資産合計	88,504,197
(3) 投資その他の資産		
イ	投資有価証券	<u>200,000,000</u>
	投資その他の資産合計	<u>200,000,000</u>
	固定資産合計	24,692,675,785

2 流 動 資 産

(1)	現金預金	2,192,027,600
(2)	未収金	257,859,512
	貸倒引当金	<u>△ 65,566,708</u> 192,292,804
(3)	貯蔵品	<u>32,995,736</u>
	流動資産合計	<u>2,417,316,140</u>
	資産合計	<u><u>27,109,991,925</u></u>

負 債 の 部

3 固 定 負 債

(1) 企 業 債			
イ建設改良等企業債	<u>4,720,621,142</u>		
企 業 債 合 計		4,720,621,142	
(2) 引 当 金			
イ退職給付引当金	278,382,932		
ロ特別修繕引当金	<u>106,679,000</u>		
引 当 金 合 計		<u>385,061,932</u>	
固 定 負 債 合 計			5,105,683,074

4 流 動 負 債

(1) 企 業 債			
イ建設改良等企業債	<u>363,246,826</u>		
企 業 債 合 計		363,246,826	
(2) 未 払 金		412,645,379	
(3) 預 り 金		1,117,929	
(4) 引 当 金			
イ賞与引当金	19,055,278		
ロ法定福利費引当金	<u>3,659,181</u>		
引 当 金 合 計		<u>22,714,459</u>	
流 動 負 債 合 計			799,724,593

5 繰 延 収 益

(1) 長 期 前 受 金		11,086,034,879	
(2) 収 益 化 累 計 額		<u>△ 5,883,768,853</u>	
繰 延 収 益 合 計			<u>5,202,266,026</u>
負 債 合 計			<u><u>11,107,673,693</u></u>

資 本 の 部

6	資 本 金	15,180,725,536
7	剰 余 金	
(1)	資 本 剰 余 金	
	イ 受 贈 財 産 評 価 額	<u>23,129,245</u>
	資 本 剰 余 金 合 計	23,129,245
(2)	利 益 剰 余 金	
	イ 当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金	<u>798,463,451</u>
	利 益 剰 余 金 合 計	<u>798,463,451</u>
	剰 余 金 合 計	<u>821,592,696</u>
	資 本 合 計	<u>16,002,318,232</u>
	負 債 資 本 合 計	<u><u>27,109,991,925</u></u>

1 令和元年度 伊勢市下水道事業決算報告書

収益的収入及び支出

収入

(単位 円)

区分	予 算 額				決算額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
	当初予算額	補正予算額	地方公営企業法第24条 第3項の規定による支出 額に係る財源充当額	合 計			
第1款 下水道事業収益	3,730,391,000	△10,790,000	0	3,719,601,000	3,667,344,757	△52,256,243	(うち仮受消費税及び地方消費税 88,761,527)
第1項 営業収益	1,418,019,000	△32,129,000	0	1,385,890,000	1,373,104,922	△12,785,078	(" 88,737,955)
第2項 営業外収益	2,312,372,000	20,969,000	0	2,333,341,000	2,293,839,486	△39,501,514	(" 23,572)
第3項 特別利益	0	370,000	0	370,000	400,349	30,349	(" 0)

支出

区分	予 算 額					決算額	地方公営企業法 第26条第2項の 規定による繰越額	不用額	備 考			
	当初予算額	補正予算額	予備費支出額	流用増減額	地方公営企業法 第24条第3項の 規定による支出額					小 計	地方公営企業法 第26条第2項の 規定による繰越額	合 計
第1款 下水道事業費用	3,532,943,000	△52,112,000	0	0	0	3,480,831,000	0	3,480,831,000	3,398,504,490	0	82,326,510	(うち仮払消費税及び地方消費税)
第1項 営業費用	2,980,499,000	△31,147,000	0	0	0	2,949,352,000	0	2,949,352,000	2,878,671,545	0	70,680,455	(73,909,963)
第2項 営業外費用	542,444,000	△20,965,000	0	0	0	521,479,000	0	521,479,000	519,832,945	0	1,646,055	(159,590)
第3項 予備費	10,000,000	0	0	0	0	10,000,000	0	10,000,000	0	0	10,000,000	(0)

資本的収入及び支出

収入

(単位 円)

区分	予 算 額						決算額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
	当初予算額	補正予算額	小 計	地方公営企業法第26 条の規定による繰越 額に係る財源充当額	継続費通次繰越額 に係る財源充当額	合 計			
第1款 資本的収入	3,279,834,000	41,988,000	3,321,822,000	1,688,750,000	0	5,010,572,000	3,311,782,800	△1,698,789,200	(うち仮受消費税及び地方消費税 0)
第1項 企業債	1,832,000,000	40,000,000	1,872,000,000	1,102,900,000	0	2,974,900,000	1,842,100,000	△1,132,800,000	(" 0)
第2項 負担金	365,134,000	1,988,000	367,122,000	0	0	367,122,000	370,532,800	3,410,800	(" 0) 翌年度繰越額にかかる財源充当額 1,734,935円
第3項 国庫補助金	1,082,700,000	0	1,082,700,000	585,850,000	0	1,668,550,000	1,099,150,000	△569,400,000	(" 0)

支出

区分	予 算 額							決算額	翌 年 度 繰 越 額			不用額	備 考
	当初予算額	補正予算額	流用増減額	小 計	地方公営企業法第26条の 規定による繰越額	継続費 通次繰越額	合 計		地方公営企業法第26条の 規定による繰越額	継続費 通次繰越額	合 計		
第1款 資本的支出	4,945,556,000	△9,503,000	0	4,936,053,000	1,796,240,000	0	6,732,293,000	4,833,566,672	1,594,000,000	0	1,594,000,000	304,726,328	(うち仮払消費税及び地方消費税)
第1項 建設改良費	3,413,381,000	39,355,000	0	3,452,736,000	1,796,240,000	0	5,248,976,000	3,351,733,248	1,594,000,000	0	1,594,000,000	303,242,752	(247,753,319)
第2項 企業債償還金	1,530,625,000	△48,858,000	0	1,481,767,000	0	0	1,481,767,000	1,481,766,024	0	0	0	976	(0)
第3項 受益者負担金返還	550,000	0	0	550,000	0	0	550,000	0	0	0	0	550,000	(0)
第4項 諸支出金	1,000,000	0	0	1,000,000	0	0	1,000,000	67,400	0	0	0	932,600	(0)

(注)資本的収入額(翌年度繰越額にかかる財源充当額1,734,935円を除く。)が資本的支出額に不足する額1,523,518,807円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額133,615,749円、減債積立金206,525,758円、過年度分損益勘定留保資金1,183,377,300円で補填した。

2 令和元年度 伊勢市下水道事業損益計算書

(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)

(単位 円)

1 営業収益

(1) 下水道使用料	1,021,865,728	
(2) 他会計負担金	261,590,000	
(3) その他営業収益	<u>911,239</u>	1,284,366,967

2 営業費用

(1) 汚水管渠費	56,906,583	
(2) 雨水管渠費	8,940,114	
(3) 流域下水道維持管理負担金	534,789,011	
(4) ポンプ場費	82,445,903	
(5) 処理場費	69,855,971	
(6) 普及促進費	43,963,732	
(7) 業務費	89,052,705	
(8) 総係費	110,708,730	
(9) 汚水減価償却費	1,350,467,743	
(10) 雨水減価償却費	451,511,592	
(11) 資産減耗費	<u>6,119,498</u>	<u>2,804,761,582</u>

営業損失

1,520,394,615

3 営業外収益

(1) 受取利息及び配当金	211,066	
(2) 他会計負担金	1,147,612,000	
(3) 他会計補助金	124,395,000	
(4) 県補助金	313,000	
(5) 長期前受金戻入	916,002,666	
(6) 雑収益	<u>785,800</u>	2,189,319,532

4 営業外費用

(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	517,371,172		
(2) 雑支出	<u>16,729,576</u>	<u>534,100,748</u>	<u>1,655,218,784</u>

経常利益 134,824,169

5 特別利益

(1) その他特別利益	<u>400,349</u>	<u>400,349</u>	<u>400,349</u>
-------------	----------------	----------------	----------------

当年度純利益 135,224,518

前年度繰越利益剰余金 0

その他未処分利益剰余金変動額 206,525,758

当年度未処分利益剰余金 341,750,276

3 令和元年度 伊勢市下水道事業剰余金計算書

(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)

(単位 円)

	資本金	剰余金									資本合計
		資本剰余金						利益剰余金			
		受贈財産 評価額	他会計負担金	周辺環境整備 事業負担金	補助金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	減債積立金	未処分利益 剰余金	利益剰余金 合計	
前年度末残高	7,138,918,533	138,083,020	282,198,153	53,565,180	216,649,080	75,850,975	766,346,408	0	455,971,638	455,971,638	8,361,236,579
前年度処分額	249,445,880	0	0	0	0	0	0	206,525,758	△ 455,971,638	△ 249,445,880	0
議会の議決による処分額	249,445,880	0	0	0	0	0	0	206,525,758	△ 455,971,638	△ 249,445,880	0
利益剰余金の処分 (その他未処分利益剰余金変動額)	249,445,880	0	0	0	0	0	0	0	△ 249,445,880	△ 249,445,880	0
減債積立金への積立	0	0	0	0	0	0	0	206,525,758	△ 206,525,758	0	0
処分後残高	7,388,364,413	138,083,020	282,198,153	53,565,180	216,649,080	75,850,975	766,346,408	206,525,758	(繰越利益剰余金) 0	206,525,758	8,361,236,579
当年度変動額	0	0	0	0	0	0	0	△ 206,525,758	341,750,276	135,224,518	135,224,518
積立金の目的使用	0	0	0	0	0	0	0	△ 206,525,758	206,525,758	0	0
当年度純利益	0	0	0	0	0	0	0	0	135,224,518	135,224,518	135,224,518
当年度末残高	7,388,364,413	138,083,020	282,198,153	53,565,180	216,649,080	75,850,975	766,346,408	0	(当年度未処分利益剰余金) 341,750,276	341,750,276	8,496,461,097

4 令和元年度 伊勢市下水道事業剰余金処分計算書（案）

（単位 円）

	資本金	資本剰余金	未処分利益 剰余金
当年度末残高	7,388,364,413	766,346,408	341,750,276
議会の議決による処分数額	206,525,758	0	△ 341,750,276
資本金への組入	206,525,758	0	△ 206,525,758
減債積立金への積立	0	0	△ 135,224,518
処分後残高	7,594,890,171	766,346,408	(繰越利益剰余金) 0

5 令和元年度 伊勢市下水道事業貸借対照表

(令和2年3月31日)

(単位 円)

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 汚水有形固定資産

イ土	地		367,464,507	
ロ立	木		3,119,863	
ハ建	物	1,148,687,505		
減価償却累計額		<u>△ 522,070,142</u>	626,617,363	
ニ構	築物	58,255,987,242		
減価償却累計額		<u>△ 11,573,531,797</u>	46,682,455,445	
ホ機	械及び装置	3,114,274,697		
減価償却累計額		<u>△ 2,248,305,612</u>	865,969,085	
ヘ車	両運搬具	7,541,438		
減価償却累計額		<u>△ 6,241,846</u>	1,299,592	
ト工	具、器具及び備品	26,499,126		
減価償却累計額		<u>△ 19,668,218</u>	6,830,908	
チ建	設仮勘定		<u>948,860,347</u>	

汚水有形固定資産合計 49,502,617,110

(2) 雨水有形固定資産

イ土	地		1,026,091,801	
ロ建	物	2,707,985,717		
減価償却累計額		<u>△ 746,357,251</u>	1,961,628,466	
ハ構	築物	6,592,095,880		
減価償却累計額		<u>△ 1,711,719,670</u>	4,880,376,210	
ニ機	械及び装置	4,955,326,020		
減価償却累計額		<u>△ 2,585,238,571</u>	2,370,087,449	
ホ工	具、器具及び備品	3,771,849		
減価償却累計額		<u>△ 2,912,602</u>	859,247	
ヘ建	設仮勘定		<u>1,003,360,475</u>	

雨水有形固定資産合計 11,242,403,648

(3) 汚水無形固定資産			
イ流域下水道施設利用権	7,930,055,117		
ロ電話加入権	75,000		
ハソフトウェア	<u>31,601,524</u>		
汚水無形固定資産合計		<u>7,961,731,641</u>	
固定資産合計			68,706,752,399

2 流動資産

(1) 現金預金		2,114,658,436	
(2) 未収金	328,323,640		
貸倒引当金	<u>△ 9,111,178</u>	<u>319,212,462</u>	
流動資産合計			<u>2,433,870,898</u>
資産合計			<u>71,140,623,297</u>

負債の部

3 固定負債

(1) 企業債			
イ建設改良等企業債	<u>31,385,337,617</u>		
企業債合計		31,385,337,617	
(2) 引当金			
イ退職給付引当金	<u>175,148,948</u>		
引当金合計		<u>175,148,948</u>	
固定負債合計			31,560,486,565

4 流動負債

(1) 企業債			
イ建設改良等企業債	<u>1,586,486,224</u>		
企業債合計		1,586,486,224	
(2) 未払金		928,691,513	
(3) 預り金		1,090,641	

(4) 引当金			
イ賞与引当金	17,898,513		
ロ法定福利費引当金	<u>3,441,280</u>		
引当金合計		<u>21,339,793</u>	
流動負債合計			2,537,608,171

5 繰延収益

(1) 長期前受金		39,695,521,327	
(2) 収益化累計額		<u>△ 11,149,453,863</u>	
繰延収益合計			<u>28,546,067,464</u>
負債合計			<u>62,644,162,200</u>

資 本 の 部

6 資 本 金			7,388,364,413
---------	--	--	---------------

7 剰 余 金

(1) 資本剰余金			
イ受贈財産評価額	138,083,020		
ロ他会計負担金	282,198,153		
ハ周辺環境整備事業負担金	53,565,180		
ニ補助金	216,649,080		
ホその他資本剰余金	<u>75,850,975</u>		
資本剰余金合計		766,346,408	
(2) 利益剰余金			
イ当年度未処分利益剰余金	<u>341,750,276</u>		
利益剰余金合計		<u>341,750,276</u>	
剰余金合計			<u>1,108,096,684</u>
資本合計			<u>8,496,461,097</u>
負債資本合計			<u>71,140,623,297</u>

伊勢市財政状況公表条例（平成17年伊勢市条例第48号）の規定により、令和2年9月末における本市の財政状況を、次のとおり公表します。
令和2年10月30日

伊勢市長 鈴木 健一

伊 勢 市 の 財 政

1 9月末における人口、世帯数、面積の状況

人 口	124,543 人	(令和2年度現計予算1人当たり	582,098 円)
世 帯 数	55,755 世帯	(令和2年度現計予算1世帯当たり	1,300,264 円)
面 積	208.35 k m ²		

2 令和2年度一般会計予算の状況

(単位 千円)

項 目	歳 入				項 目	歳 出			
	予算現額 (A)	構成割合 %	収入済額 (B)	(B)/(A) %		予算現額 (A)	構成割合 %	支出済額 (B)	(B)/(A) %
市 税	16,320,000	22.5	8,995,499	55.1	議 会 費	323,796	0.4	178,995	55.3
地 方 譲 与 税	357,000	0.5	106,607	29.9	総 務 費	4,257,939	5.9	1,692,801	39.8
利 子 割 交 付 金	10,000	0.0	6,614	66.1	民 生 費	33,493,648	46.2	20,739,158	61.9
配 当 割 交 付 金	60,000	0.1	22,869	38.1	衛 生 費	5,387,216	7.4	2,287,403	42.5
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	20,000	0.0	0	0.0	労 働 費	111,724	0.2	24,962	22.3
法 人 事 業 税 交 付 金	100,000	0.1	59,664	59.7	農 林 水 産 業 費	1,100,959	1.5	401,010	36.4
地 方 消 費 税 交 付 金	2,680,000	3.7	1,598,831	59.7	商 工 費	1,740,508	2.4	406,488	23.4
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	14,000	0.0	5,170	36.9	観 光 費	918,581	1.3	313,677	34.1
自 動 車 取 得 税 交 付 金	1	0.0	5	500.0	土 木 費	7,819,484	10.8	2,218,273	28.4
環 境 性 能 割 交 付 金	50,000	0.1	9,242	18.5	消 防 費	2,537,746	3.5	963,934	38.0
国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	84,000	0.1	0	0.0	教 育 費	8,732,700	12.0	2,210,456	25.3
地 方 特 例 交 付 金	95,000	0.1	122,106	128.5	災 害 復 旧 費	201,242	0.3	51,697	25.7
地 方 交 付 税	10,110,000	14.0	7,585,254	75.0	公 債 費	5,721,122	7.9	2,850,155	49.8
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	14,000	0.0	7,387	52.8	諸 支 出 金	2	0.0	0	0.0
分 担 金 及 び 負 担 金	592,113	0.8	246,964	41.7	予 備 費	149,560	0.2	0	0.0
使 用 料 及 び 手 数 料	342,667	0.5	185,290	54.1					
国 庫 支 出 金	22,463,039	31.0	15,633,533	69.6					
県 支 出 金	3,580,820	5.0	512,851	14.3					
財 産 収 入	62,748	0.1	47,503	75.7					
寄 附 金	160,012	0.2	61,340	38.3					
繰 入 金	6,087,047	8.4	0	0.0					
繰 越 金	226,785	0.3	354,478	156.3					
諸 収 入	705,696	1.0	162,279	23.0					
市 債	8,361,300	11.5	0	0.0					
合 計	72,496,227	100.0	35,723,486	49.3	合 計	72,496,227	100.0	34,339,009	47.4

※歳入の国庫支出金、県支出金、繰入金及び諸収入については、繰越明許費繰越財源を、市債については、繰越明許費繰越財源及び継続費連次繰越財源を、繰越金については、繰越明許費繰越財源、事故繰越財源及び継続費連次繰越財源を含みます。また、歳出の総務費、民生費、衛生費、農林水産業費、観光費、消防費及び災害復旧費については、繰越明許費繰越額を、商工費については、繰越明許費繰越額及び事故繰越額を、土木費及び教育費については、繰越明許費繰越額及び継続費連次繰越額を含みます。

○ 市税の状況

(単位 千円)

項目	予算現額 (A)	構成割合 %	収入済額 (B)	(B)／(A) %	備考
市民税	7,203,000	44.1	3,359,428	46.6	
固定資産税	6,651,911	40.8	4,105,431	61.7	
軽自動車税	393,000	2.4	391,772	99.7	
市たばこ税	700,089	4.3	296,512	42.4	
入湯税	25,000	0.1	5,461	21.8	
都市計画税	1,347,000	8.3	836,895	62.1	
合計	16,320,000	100.0	8,995,499	55.1	

○ 歳出性質別内訳

(単位 千円)

項目	予算現額	構成割合 %	備考
消費的経費	47,864,597	66.0	
人件費	10,338,482	14.3	
物件費	7,581,439	10.5	※
維持補修費	325,724	0.4	
扶助費	11,550,821	15.9	
補助費等	18,068,131	24.9	※
投資的経費	10,297,917	14.2	
普通建設事業	10,096,675	13.9	※
災害復旧事業	201,242	0.3	※
失業対策事業	0	0.0	
その他の経費	14,333,713	19.8	
貸付金	54,000	0.1	
公債費	5,721,122	7.9	
投資及び 貸付金	43,200	0.1	※
積立金	61,862	0.1	
繰出金	8,303,969	11.4	
予備費	149,560	0.2	
合計	72,496,227	100.0	

※繰越明許費繰越額及び継続費繰越額を含みます。

3 令和元年度一般会計予算の執行状況

(単位 千円)

歳 入					歳 出				
項 目	最終予算額 (A)	構成割合 %	収入済額 (B)	(B)／(A) %	項 目	予算現額 (A)	構成割合 %	支出済額 (B)	(B)／(A) %
市 税	16,450,000	30.9	16,816,330	102.2	議 会 費	315,311	0.6	310,076	98.3
地 方 譲 与 税	335,938	0.6	346,810	103.2	総 務 費	4,585,662	8.6	4,408,457	96.1
利 子 割 交 付 金	14,000	0.0	17,319	123.7	民 生 費	19,761,958	37.1	19,401,242	98.2
配 当 割 交 付 金	70,000	0.1	88,665	126.7	衛 生 費	4,988,527	9.4	4,857,758	97.4
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	35,000	0.1	48,603	138.9	労 働 費	57,064	0.1	53,796	94.3
地 方 消 費 税 交 付 金	2,280,000	4.3	2,316,573	101.6	農 林 水 産 業 費	1,269,728	2.4	987,470	77.8
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	14,000	0.0	15,100	107.9	商 工 費	495,410	0.9	447,451	90.3
自 動 車 取 得 税 交 付 金	71,788	0.1	71,874	100.1	観 光 費	795,734	1.4	754,315	94.8
環 境 性 能 割 交 付 金	20,000	0.0	17,917	89.6	土 木 費	6,635,710	12.5	5,913,429	89.1
国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	89,520	0.2	89,520	100.0	消 防 費	2,231,691	4.2	2,125,685	95.2
地 方 特 例 交 付 金	321,494	0.6	328,584	102.2	教 育 費	6,007,795	11.3	4,962,949	82.6
地 方 交 付 税	10,594,821	19.9	10,846,757	102.4	災 害 復 旧 費	416,623	0.8	164,046	39.4
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	12,711	0.0	12,972	102.1	公 債 費	5,655,348	10.6	5,654,381	100.0
分 担 金 及 び 負 担 金	703,344	1.3	701,698	99.8	諸 支 出 金	2	0.0	0	0.0
使 用 料 及 び 手 数 料	352,187	0.7	350,563	99.5	予 備 費	48,851	0.1	0	0.0
国 庫 支 出 金	7,181,169	13.5	6,935,399	96.6					
県 支 出 金	3,432,735	6.5	3,320,727	96.7					
財 産 収 入	147,640	0.3	145,522	98.6					
寄 附 金	116,031	0.2	128,356	110.6					
繰 入 金	3,457,252	6.5	1,846,727	53.4					
繰 越 金	447,948	0.8	447,948	100.0					
諸 収 入	771,035	1.5	764,769	99.2					
市 債	6,346,800	11.9	4,916,800	77.5					
合 計	53,265,413	100.0	50,575,533	95.0	合 計	53,265,413	100.0	50,041,055	93.9

※歳入の国庫支出金、県支出金、繰入金及び諸収入については、繰越明許費繰越財源を、繰越金及び市債については、繰越明許費繰越財源及び継続費通次繰越財源を含みます。また、歳出の総務費、民生費、衛生費、農林水産業費、商工費、観光費、消防費及び災害復旧費については、繰越明許費繰越額を、土木費及び教育費については、繰越明許費繰越額及び継続費通次繰越額を含みます。

4 特別会計の状況

(単位 千円)

会計別	令和元年度予算の執行状況			令和2年度予算の状況		
	最終予算額	収入済額	支出済額	現計予算額	収入済額	支出済額
国民健康保険特別会計	12,881,751	12,974,729	12,744,129	12,810,306	5,046,233	4,711,803
後期高齢者医療特別会計	3,094,718	3,149,816	3,089,182	3,182,276	1,594,762	1,339,247
介護保険特別会計	14,178,342	14,289,910	13,765,352	14,419,571	6,538,753	5,934,355
住宅新築資金等貸付事業特別会計	5,172	6,319	5,140	3,977	2,780	1,781
観光交通対策特別会計	664,733	663,853	601,561	629,087	166,884	95,319
土地取得特別会計	876,977	198,926	198,496	1,469,332	9,351	5,289
合計	31,701,693	31,283,554	30,403,861	32,514,549	13,358,762	12,087,795

5 市債の状況

(単位 千円)

目 的 別		借 入 先 別		
一 般 会 計 債	54,398,557	政府資金	財 務 省	23,696,133
総 務 債	1,753,390		(旧) 日 本 郵 政 公 社	927,754
民 生 債	488,136	地方公共団体金融機構		10,330,962
衛 生 債	5,329,205	三 重 県		7,376
労 働 債	10,009	共 済 組 合 等		3,489,278
農 林 水 産 業 債	2,463,293	銀 行 等		15,948,555
商 工 債	31,851			
観 光 債	19,330			
土 木 債	7,751,526			
公 営 住 宅 債	313,378			
消 防 債	2,933,394			
教 育 債	9,389,383			
災 害 復 旧 債	114,015			
減 税 補 て ん 債	299,416			
臨 時 財 政 対 策 債	23,502,231			
特 別 会 計 債	1,501			
住 宅 新 築 資 金 等 貸 付 事 業 債	1,501			
合 計	54,400,058	合 計		54,400,058

6 一時借入金の状況

区 分	借入金残金	借入先	備 考
—	—	—	

7 市有財産の状況

区 分	現 在 高	備 考
土 地	4,002,317.23 m ²	
建 物	400,703.85 m ²	
動 産	23 個	
物 権	2,208.55 m ²	
基 金	24,286,956 千円	
有 価 証 券 ・ 出 資 金 等	1,137,433 千円	
物品取得価格50万円 以上のもの	車 両	304 台
	そ の 他	688 点
無 体 財 産 権	7 件	

伊勢市告示第 143 号

市道の路線の廃止について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 1 項の規定により、次のように市道の路線を廃止しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において一般の縦覧に供します。

令和 2 年 10 月 30 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路線名	起 点	重要な 経過地	備考
	終 点		
光の街 2 号線	二見町光の街字五峰山 1005 番 5 地先		
	二見町光の街字五峰山 1004 番 3 地先		

伊勢市告示第 144 号

市道の路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条の規定により、次のように市道の路線を認定しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において一般の縦覧に供します。

令和 2 年 10 月 30 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路線名	起 点	重要な 経過地	備考
	終 点		
小俣明野令 2 - 11 号線	小俣町明野 1665 番 1 地先		
	小俣町明野 1665 番 7 地先		
藤里令 2 - 12 号線	藤里町字一ノ谷 346 番 9 地先		
	藤里町字西起 376 番 26 地先		
藤里令 2 - 13 号線	藤里町字西起 348 番 6 地先		
	藤里町字西起 349 番 1 地先		
元町令 2 - 14 号線	小俣町元町 321 番 4 地先		
	小俣町元町 321 番 10 地先		
小俣明野令 2 - 15 号線	小俣町明野 1492 番 4 地先		
	小俣町明野 1492 番 3 地先		
小俣明野令 2 - 16 号線	小俣町明野 1492 番 4 地先		
	小俣町明野 1492 番 1 地先		

光の街令 2 -17 号 線	二見町光の街字豆石山 1504 番 6 地先		
	二見町光の街字五峰山 1004 番 3 地先		
光の街令 2 -18 号 線	二見町光の街字豆石山 1504 番 6 地先		
	二見町光の街字豆石山 1504 番 8 地先		
光の街令 2 -19 号 線	二見町光の街字豆石山 1504 番 6 地先		
	二見町光の街字豆石山 1504 番 5 地先		
光の街令 2 -20 号 線	二見町光の街字豆石山 1504 番 6 地先		
	二見町光の街字豆石山 1504 番 5 地先		
光の街令 2 -21 号 線	二見町光の街字豆石山 1504 番 6 地先		
	二見町光の街字豆石山 1504 番 6 地先		
光の街令 2 -22 号 線	二見町光の街字豆石山 1504 番 2 地先		
	二見町光の街字豆石山 907 番 1 地先		

伊勢市告示第 145 号

道路の区域の決定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように道路の区域を決定しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

令和 2 年 10 月 30 日

伊勢市長 鈴木 健 一

道路の種類	路線名	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
市道	小俣明野令 2 - 11 号線	6.0 ~ 13.0	83.1
市道	藤里令 2 - 12 号線	6.0 ~ 13.3	89.0
市道	藤里令 2 - 13 号線	6.5 ~ 13.3	16.3
市道	元町令 2 - 14 号線	6.0 ~ 12.6	42.8
市道	小俣明野令 2 - 15 号線	6.0 ~ 13.0	18.5
市道	小俣明野令 2 - 16 号線	6.0 ~ 9.0	10.0
市道	光の街令 2 - 17 号線	6.0 ~ 13.3	330.6
市道	光の街令 2 - 18 号線	6.0 ~ 13.3	104.3
市道	光の街令 2 - 19 号線	6.0 ~ 14.3	106.3

市道	光の街令 2-20 号線	6.0~16.8	96.5
市道	光の街令 2-21 号線	6.0~13.1	117.0
市道	光の街令 2-22 号線	6.0~13.8	288.8

伊勢市告示第 146 号

道路の供用開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のように道路の供用を開始します。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

令和 2 年 10 月 30 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路 線 名	供用開始の区間	供用開始の期日
小俣明野令 2-11 号線	小俣町明野 1665 番 1 地先から 小俣町明野 1665 番 7 地先まで	令和 2 年 10 月 30 日
藤里令 2- 12 号線	藤里町字一ノ谷 346 番 9 地先から 藤里町字西起 376 番 26 地先まで	令和 2 年 10 月 30 日
藤里令 2- 13 号線	藤里町字西起 348 番 6 地先から 藤里町字西起 349 番 1 地先まで	令和 2 年 10 月 30 日
元町令 2- 14 号線	小俣町元町 321 番 4 地先から 小俣町元町 321 番 10 地先まで	令和 2 年 10 月 30 日
小俣明野令 2-15 号線	小俣町明野 1492 番 4 地先から 小俣町明野 1492 番 3 地先まで	令和 2 年 10 月 30 日
小俣明野令 2-16 号線	小俣町明野 1492 番 4 地先から 小俣町明野 1492 番 1 地先まで	令和 2 年 10 月 30 日
光の街令 2 -17 号線	二見町光の街字豆石山 1504 番 6 地先から 二見町光の街字五峰山 1004 番 3 地先まで	令和 2 年 10 月 30 日

光の街令 2 -18 号線	二見町光の街字豆石山 1504 番 6 地先から 二見町光の街字豆石山 1504 番 8 地先まで	令和 2 年 10 月 30 日
光の街令 2 -19 号線	二見町光の街字豆石山 1504 番 6 地先から 二見町光の街字豆石山 1504 番 5 地先まで	令和 2 年 10 月 30 日
光の街令 2 -20 号線	二見町光の街字豆石山 1504 番 6 地先から 二見町光の街字豆石山 1504 番 5 地先まで	令和 2 年 10 月 30 日
光の街令 2 -21 号線	二見町光の街字豆石山 1504 番 6 地先から 二見町光の街字豆石山 1504 番 6 地先まで	令和 2 年 10 月 30 日
光の街令 2 -22 号線	二見町光の街字豆石山 1504 番 2 地先から 二見町光の街字豆石山 907 番 1 地先まで	令和 2 年 10 月 30 日

伊勢市教育委員会告示第9号

伊勢市教育委員会会議を次のとおり招集します。

令和2年10月16日

伊勢市教育委員会
教育長 北 村 陽

記

- 1 日 時 令和2年10月23日（金）午後7時00分
- 2 場 所 伊勢市教育委員会（小俣総合支所）3階 大研修室
- 3 会議に付する事件
議案第49号 奨学生の決定について

伊勢市上下水道事業告示第 31 号

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 33 条の 2 の規定に基づき、伊勢市水道事業及び伊勢市下水道事業に係る公金の徴収又は収納に関する事務の一部を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）第 26 条の 4 第 1 項の規定により告示します。

令和 2 年 10 月 22 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 事務を委託した者

愛知県名古屋市中村区椿町 1 番 16 号
株式会社 ファノバ 中部支店

2 委託した事務

次の公金の徴収又は収納の事務

（1）水道事業

水道料金、水道加入金、修繕料及び手数料

（2）下水道事業

下水道使用料、下水道事業受益者負担金、下水道事業区域外流入
協力金及び手数料

3 委託期間

令和 3 年 1 月 1 日から令和 7 年 12 月 31 日まで

伊勢市公告第 72 号

伊勢市営住宅管理条例（平成 17 年伊勢市条例第 163 号）第 4 条の規定により、入居者の募集を次のとおり行います。

令和 2 年 10 月 26 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 申込期間

令和 2 年 11 月 4 日（水）から 11 月 17 日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

午前 8 時 30 分から午後 5 時まで（月曜日は、午前 8 時 30 分から午後 7 時まで）

2 申込場所

F E 住宅管理共同企業体（伊勢市営住宅等管理事務所）

伊勢市吹上 2 丁目 8 番 23 号

3 募集住宅及び戸数

一般向市営住宅

団地名	所在地	構造 ※ 1	階数	部屋数	戸数	単身	家賃 ※ 2
倭 A 団地	倭町 40 番地	PC 造 4 階建	1 階	3 DK	1	×	14,200 円～ 27,900 円
一之木第 2 団地	一之木 4 丁目 2 番 33 号	PC 造 3 階建	1 階	3 DK	1	×	16,000 円～ 31,400 円
浦口団地	浦口 4 丁目 28 番 11 号	RC 造 3 階建	1 階	3 DK	1	×	20,500 円～ 40,300 円
高倉団地	二俣 2 丁目 5 番 28 号	RC 造 3 階建	1 階	3 DK	1	×	21,000 円～ 41,300 円

万所団地	辻久留3丁目 20番44号	RC造 3階建	1階	3DK	1	×	22,300円～ 43,800円
		RC造 3階建	2階	2DK	1	○	17,000円～ 33,500円
大湊団地	大湊町362番 地1	PC造 3階建	1階	3K	1	○	9,600円～ 19,000円
旭団地	旭町49番地1	RC造 4階建	3階	2DK	1	○	16,700円～ 32,800円
西豊浜団地	西豊浜町5439 番地	PC造 3階建	1階	3DK	1	×	11,400円～ 22,400円
北明野団地	小俣町明野 541番地3	PC造 平屋建	1階	2K	1	○	7,500円～ 14,700円
相合団地	小俣町相合 965番地1	PC造 2階建	1・2 階※3	2DK	1	○	9,200円～ 17,500円

※1 PC：コンクリート版プレハブ造 RC：鉄筋コンクリート造

※2 入居後、4(5)の収入基準を超えた場合は、記載の上限額を超える場合があります。

※3 部屋は、2階構造となっています。

4 申込資格

- (1) 伊勢市内に住所又は勤務場所があること。
- (2) 現在、住宅に困っていることが明らかであること。
- (3) 入居する全員が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に該当する者）でないこと。
- (4) 市区町村税を完納していること。
- (5) 収入基準（月額）が158,000円以下であること。

ただし、高齢者のみ又は高齢者と18歳未満の者のみの世帯、障害者等がいる世帯及び小学校就学前の子どもがいる世帯は、214,000円以下となります。

・収入基準（月額）・・・入居者全員の所得金額から定められた額を控除した後、12箇月で除した額

(6) 申し込む住宅に応じて下記の条件に該当すること。

現在同居している、又は同居しようとする親族（内縁関係者及び婚約者を含む。）がいること。

- ・親族・・・・・・・・6親等内の血族、配偶者及び3親等内の姻族
- ・内縁関係者・・住民票に『未届の夫』又は『未届の妻』の記載がある者
- ・婚約者・・・・・・・・契約日までに、婚姻ができる者

ただし、次のいずれかに該当する場合は、3K以下の住宅に限り単身で申し込むことができます。

- ア 60歳以上の者
- イ 身体障害者（障害の程度が、1級から4級までの者）
- ウ 精神障害者（障害の程度が、1級から3級までの者）
- エ 知的障害者（障害の程度が、ウの程度に相当する者）
- オ 戦傷病者（障害の程度が、恩給法（大正12年法律第48号）の特別項症から第6項症までの者又は第1款症の者）
- カ 原子爆弾被爆者（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の認定を受けた者）
- キ 中国残留邦人等（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第2条第1項に該当する者）
- ク 生活保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に該当する者）
- ケ 海外からの引揚者（引揚げ後5年を経過していない者）
- コ ハンセン病療養所入所者等（ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に該当する者）

サ DV被害者（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）による一時保護者若しくは保護終了日から5年を経過していない者又は保護命令の申立てを行っている者であって保護命令発効から5年を経過していないもの）

5 申込方法

F E住宅管理共同企業体で配付される市営住宅入居申込用紙に必要事項を記入し、世帯全員の住民票の写し、所得証明書及び税の完納証明書等の必要書類を添付の上、2の申込場所に持参してください。

6 入居者の選考方法

市営住宅入居者選考委員会で入居資格を確認した後、申込者数が募集数を上回った場合は、公開抽選を行います。

(1) 日時 令和2年12月12日（土）

※ 受付は、午後1時30分から午後1時55分まで（時間厳守）

※ 入居抽選会及び説明会は、午後2時から午後4時30分頃まで

(2) 場所 いせシティプラザ 2階多目的ホール

7 入居時期

令和3年1月1日以降

8 問い合わせ先

F E住宅管理共同企業体（伊勢市営住宅等管理事務所）

電話 0596-63-8379

伊勢市都市整備部住宅政策課

電話 0596-21-5596

伊勢市公告第 73 号

公 示 送 達

下記の者の平成 31 年度固定資産税・都市計画税督促状は、住所、居所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により公示送達をします。

なお、当該書類は、総務部収納推進課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

令和 2 年 10 月 28 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

公示送達を受けるべき者の氏名及び住所

氏 名	住 所
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略

省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略

伊勢市公告第74号

犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健所長からありましたので、同条第8項の規定により公告します。

令和2年10月28日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 抑留をした犬

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	宇治今在家町	雑種	薄茶	雌	中	91日 以上	短毛 首輪 チェーン

2 抑留した日 令和2年10月23日

3 抑留期限 令和2年11月2日

4 連絡先

伊勢市環境生活部環境課（電話 0596-21-5541）

伊勢保健所 衛生指導課（電話 0596-27-5151）

伊勢市監査委員公表第7号

令和元年度定期監査等結果（意見）に対する措置状況を、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表します。

令和2年10月20日

伊勢市監査委員	畑	芳嗣
伊勢市監査委員	中井	豊
伊勢市監査委員	岡田	善行

定期監査等結果に対する措置状況

【総務部】

所管課等	監査結果（意見）	措 置 状 況
総務課	（１）各課の不納欠損の取扱いにおいて、根拠とする基準を定めず、地方自治法や会計規則を根拠としている事例がある。また、定めている場合も規程、要綱、要領等さまざまである。統一したものの必要性を感じるので検討を願いたい。	「実施中」 制定の形式の統一については、関係課と連携を図り検討していきます。

【危機管理部】

所管課等	監査結果（意見）	措 置 状 況
防災施設整備課	（１）同一の津波避難施設における除草業務と肥料散布業務を別の業務として、同一時期に委託している。一件の契約とすることで、事務作業の効率化や費用の削減に繋がらないか検討されたい。	「実施中」 津波避難施設の除草及び肥料散布業務については、事務作業の効率化や費用の削減を図る目的から、一件の契約とします。

【資産経営部】

所管課等	監査結果（意見）	措 置 状 況
契約課	（１）契約審査委員会における議事概要に審査の結果は記載されているものの、本来入札とすべき契約を随意契約とする案件への意見、再審査とした理由が記録されていない事例がある。審査内容のより一層の透明性の充実に努めていただきたい。	「実施中」 審査の決定に影響を及ぼす主要な意見等を確実に記録するとともに、随意契約に係る審査の要点を明瞭に記載し、より一層の透明性の充実に努めています。

【環境生活部】

所管課等	監査結果（意見）	措 置 状 況
市民交流課	（１）伊勢まつり実行委員会の広告協賛金について、各団体で受領してから市へ届けるまでの期間	「実施中」 伊勢まつりの協賛金については、実行委員会委員をはじめとする市民の皆様

	<p>が長い事例があった。現金を長期間保管することは事故につながるリスクを伴うものである。適切な処理をされるよう、関係団体へ指導されたい。</p>	<p>が、自ら依頼から受領までを行っていません。</p> <p>このため、事務局へ届けるまでに日数がかかってしまう場合がありますので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p> <p>なお、今年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、既に実施しないことが決定しております。次年度以降機会を設け次第、受領後できるだけ早く事務局へ届けるよう指導いたします。</p> <p>また、協賛者様へは、可能な限り口座振込にさせていただくようお願いさせていただきます。</p>
清掃課	<p>(1) 三重県清掃協議会においては、予算額に対して多額の繰越金が生じている。当該協議会は市町等からの会費で運営されているものであり、活動内容を調整するなど、市からの負担金が目的に沿って有効に活用されるよう努めていただきたい。</p>	<p>「実施中」</p> <p>本協議会の幹事会において、適正な事業運営をするように議論をしてきました。昨年度は、現在各地で起こっている自然災害への取組みを進めるため、災害現場を知る研修を行い繰越金の削減を行いました。今後も課題解決と清掃事業の円滑なる遂行を図るため、適正な事業運営を行い、有効な活用をしていきます。</p>

【健康福祉部】

所管課等	監査結果（意見）	措置状況
高齢者支援課	<p>(1) 老人乗合バス運賃助成事業（寿バス）について、乗車券の交付を受けた人の内、実際に利用している人数の把握を図り、今後の助成事業の向上に役立てていただきたい。</p>	<p>「検討中」</p> <p>令和2年度寿バス乗車券交付時に、前年度利用者に対し、窓口において寿バス乗車券利用アンケートを実施する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、今年度については窓口交付を行わず郵送対応に変更したため未実施です。</p> <p>来年度の交付時に、アンケートを実施する予定です。</p>

【産業観光部】

所管課等	監査結果（意見）	措 置 状 況
観光振興課	（１）2018年伊勢市観光振興基本計画において、事業の目標の設定及びその検証をする旨明示している。その趣旨に沿って事業の評価、検証を進め成果に努めていただきたい。	「実施中」 伊勢市観光振興基本計画推進委員会内に計画検証部会を設置し、毎年会議を開催して目標指標の達成率を含めた計画結果の検証を行ってその結果を施策へ反映しているところです。 今後も引き続き、適時・適切に検証を行い、成果に繋げていきます。
観光誘客課	（１）観光協会の事業費について、市の主導事業については100%市が負担している。観光協会が委託する業者の選定についても、伊勢市契約規則に準じ選定するよう検討していただきたい。	「実施中」 観光協会の事務規程に基づき委託等の業者を選定しているところですが、今後契約に関する事項などの調整・協議を行っていきます。

【上下水道部】

所管課等	監査結果（意見）	措 置 状 況
共通	（１）上下水道の工事を業者と契約する際に契約保証金を預かる場合があるが、企業会計の財務諸表に反映されていない。財務諸表に反映させるべきである。	「措置済み」 上下水道事業会計の財政状態を適正に開示するため、令和2年4月から契約保証金（現金）について、同会計の財務諸表に計上しました。今後発生する契約保証金（現金）についても同様に財務諸表に反映します。

【教育委員会事務局】

所管課等	監査結果（意見）	措 置 状 況
スポーツ課	（１）各種大会の運営に係る経費について、負担金として支出している事例と委託料として支出している事例がある。整理されることを勧めるものである。 （２）学校施設の開放利用について、いずれの学校でも多くの団体	「実施中」 令和2年度予算については、委託料で計上しているため、各種大会の内容を整理し、必要に応じて負担金へ流用して処理することとし、今後は、負担金で予算計上を行います。 「実施中」 学校施設の開放については、新規団体

	に利用されているが、既存の団体の利用が大半を占めており、新規団体が利用しづらい状況が依然見受けられる。広報により登録を呼びかけているが、より多くの人々が利用できるような取扱方法を考慮されたい。	でも利用できるよう、引き続き、広報いせにて登録を呼びかけているほか、市ホームページでの案内を拡充しました。また、地域のスポーツ団体との関わりが深い総合型地域スポーツクラブに一部の学校の運営を委託し、改善を図っています。
文化振興課	(1) 造船資料保存調査について、調査員が出務した日の記録はあるが、その日の調査時間や調査内容が記録されていない。適切に記録をされたい。	「措置済み」 調査員の調査時間や調査内容について記録します。

工事監査

【小俣 22 号線道路改良工事】

所管課等	監査結果（意見）	措置状況
基盤整備課	<p>(1) 市の統一されたチェックマーク方式の特記仕様書（施工条件明示一覧表）により施工条件が明示されているが、これだけでは不十分な場合がある。</p> <p>一般的に土木工事は現地の地形や地盤条件、気候などに合わせた特注品であり工事ごとに施工上の留意点は異なっていると思われる。</p> <p>このため、今後は工事施工に際して現地条件に合わせた必要事項を追記するよう検討されたい。</p> <p>例えばこの工事においては、特記仕様書（施工条件明示一覧表）の明示事項「工事支障物件関係」における「条件及び内容」について「事前に埋設物を確認し、注意して施工すること」と記載されている。もう少し具体的に「東側車道端には農業用配水管が敷設さ</p>	<p>「実施中」</p> <p>特記仕様書については、現地の条件・状況に合わせた丁寧な記載を行っていきます。</p> <p>また、計画・調査・実施設計等に使用した基準・指針等参考図書については、特記仕様書において、三重県公共工事共通仕様書を適用するとしており、第1編 共通編 第3章第2節において適用すべき諸基準を記載していますが、丁寧な記載を行っていきます。</p>

	<p>れているのでバックホウなどで破損させないように留意すること」といったように、この工事の現地の状況に合わせた丁寧な記載をするよう検討されたい。</p> <p>また、計画・調査・実施設計等に使用した基準・指針等参考図書についての記載がされていない。特記仕様書または設計内訳書への記載を検討いただきたい。</p>	
--	--	--